

もし保険期間中にケガの入通院・病気入院等をしてしまったら…

保険金・給付金の請求方法はこちら!!

①まずは、生活協同組合コープながの学校職域センターへ
お電話ください!!

《フリーダイヤル 0120-474-784》



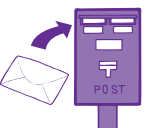
グループ保険部分・医療保障保険(基本プラン)

〈生命保険部分〉

②コープながのから必要書類が送られて
きます。



③必要書類を揃えてコープながのへご返
送ください。



④査定後、お支払い条件に該当しまし
たら、保険金・給付金が支給されます。



普通傷害部分・生活保障部分・医療保障保険

〈損害保険部分〉 (αプラン)

②電話連絡時に状況を教えてください。



③後日、引受損害保険会社より確認のため
連絡があるか、必要書類が送られてき
ます。



④必要書類を揃えて、引受損害保険会社へ
ご返送ください。



⑤査定後、お支払い条件に該当しまし
たら、保険金が支給されます。

★ 2月1日更新の、ライフガード・ロングガード・Re(リ)ガード・ヘルスガードについても、★
請求事由が発生した場合には上記のコープながの学校職域センターまでご連絡ください。

〈保険金・給付金のご請求について〉

- 病気・ケガ等の状況、入院・通院日数等によっては、お手続きが異なる場合がございますのでご了承ください。
- 生命保険部分と損害保険部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。
- 保険金・給付金の支払事由が生じたときは、速やかにコープながの学校職域センターにご連絡のうえ、コープながの学校職域センターを経由して引受保険会社にご請求ください。
- 保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。
- 損害保険部分（普通傷害部分・生活保障部分・医療保障保険(αプラン)）については保険事故発生から30日以内にご連絡ください。正当な理由なくご連絡頂けなかった場合、そのお支払いができなくなることがあります。
- ご請求があった場合で、引受保険会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

〈改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について〉

- ご加入の本人・配偶者・子どもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を経由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を経由して引受保険会社にご通知ください。
- 被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。
- 死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を経由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社へ到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社へ到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

2022年

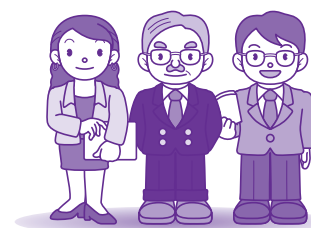
責任開始期(加入日) 2022年9月1日

教職員グループ保険

〈災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付
年金払特約付半年払保険料併用特約付団体定期保険【生命保険】〉

(グループ保険 普通傷害部分) 〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】〉

(グループ保険 生活保障部分) 〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付賠償事故解決に関する特約
付賠償責任補償特約付普通傷害保険
(青年アクティブ型)【損害保険】〉



医療保障保険

(基本プラン) 〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険(団体型)【生命保険】〉

(αプラン) 〈医療保険【損害保険】〉

Point1 お手頃な保険料 で大きな保障

団体制度ならではのスケールメリットにより、加入者が増え、加入規模が大きくなるとさらに保険料がお手頃になります。

Point2 配当金の還付

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じれば配当金としてお支払いします。
※グループ保険の損害保険部分および医療保障保険(αプラン)には配当金はありません。

Point3 1年ごとにコースの 見直し可能

生活設計に合わせて毎年変更ができます。

〈保障内容改訂のお知らせ〉

グループ保険 普通傷害部分、生活保障部分にご加入のみなさまへ
追加保険料なしで、熱中症補償特約・食中毒補償特約が自動セット（死亡保険金以外）され、
2022年9月1日以降に発生した「熱中症、細菌性・ウイルス性食中毒」が補償されるようになりました。
2022年9月1日より「生活保障部分」の賠償責任保険金額が1億円に変更となります。
〔現状3,000万円〕（詳しくは11ページをご参照ください。）
あわせて示談交渉サービスを無料でご利用いただけるようになります。

※【契約概要】【注意喚起情報】はP37～P41に記載しています。ご加入前に必ずご確認のうえ、
お申込みください。

【教職員グループ保険ご加入にあたって】当制度へのご加入には、長野県(県費)の教職員でコープながの(学校職域運営協議会)に所属の組合員であることが必要です。市町村費等で現在加入中の教職員は現在の加入内容以下でご継続いただけます。ご不明な点は下記フリーダイヤルまでお問い合わせください。

申込締切日(全制度共通) 2022年5月20日(金)

生活協同組合コープながの学校職域運営協議会

生活協同組合コープながの 学校職域センター TEL 026-261-1212

フリーダイヤル 0120-474-784 (月～金の平日9:00～17:45)

※照会受付時間終了後は03-5289-7590まで



『教職員グループ 保険』の制度概要

現職中制度

※詳細につきましては、各制度のページをご覧ください。

制 度 名	加 入 者	死亡・ 高度障害 (後遺障害)	入 院		通 院	賠償 責任	特定疾病 一時金	所得 補償
			病気	ケガ	ケガ			
グループ保険 3,5～12ページ	本 人 配偶者 子ども	○	—	○ (5日以上)	—	—	—	—
	本 人 (普通傷害部分)	○ (ケガによる)	—	○ (1日目から)	○ (1日目から)	—	—	—
	本 人 配偶者 子ども (生活保障部分)	○ (ケガによる)	—	○ (1日目から)	○ (1日目から)	○ (本人Zコースのみ)	—	—
医療保障保険 (基本プラン) 4,13～14ページ	本 人 配偶者 子ども	○ (死亡のみ)	○ (継続して2日以上)	○ (継続して2日以上)	—	—	—	—
	本 人 配偶者	—	○ ^(注) (1日目から)	—	—	—	—	—

※グループ保険と普通傷害保険と普通傷害保険（青年アクティブ型）ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。

※詳細はパンフレット5～12ページをご参照ください。

医療保障保険 (基本プラン) 4,13～14ページ	本 人 配偶者 子ども	○ (死亡のみ)	○ (継続して2日以上)	○ (継続して2日以上)	—	—	—	—
	本 人 配偶者	—	○ ^(注) (1日目から)	—	—	—	—	—

(注) 三大疾病、所定の生活習慣病で入院した場合、女性疾病で入院（オプション）した場合のみ

制度名					
ライフガード 〈7大疾病保障特約付、がん・上皮内新生物保障特約リビング・ニース特約付、代理請求特約 [Y] 付集団無配当特定疾病保障定期保険（Ⅱ型）〉	○	—	—	—	—
ロングガード 〈リビング・ニース特約付、代理請求特約 [Y] 付集団無配当定期保険（Ⅱ型）〉	○	—	—	—	—
Re（リ）：ガード 〈精神障害補償特約付団体長期障害所得補償保険〉	—	—	—	—	—
ヘルスガード 〈代理請求特約 [Y] 付集団扱無配当医療保険〉	○	○	○	—	—
積立年金 〈拠出型企業年金保険〉	将来年金として受け取るための積立				

○	—
—	—
—	○
—	—

退職後制度

教職員グループ保険が退職後も団体扱で継続できます！

【団体扱の特長】

- ①保険料がお手頃** ※現職中同様に、スケールメリットがあり保険料がお手頃です。
- ②払込は月払** ※1回の保険料払込金額を抑えることができます。
- ③配当金を還付**（グループ保険退職コース、医療保障保険退職コース）
※1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しする仕組みになっています。
配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、

将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。
※グループ保険退職コースの損害保険部分および医療保障保険退職コース（αプラン）には配当金はありません。

グループ保険退職コース

普通傷害部分

生活保障部分

継続最高年齢：70歳

契約満了時年齢：71歳

※1

医療保障保険退職コース (基本プラン)

(αプラン)

継続最高年齢：69歳

契約満了時年齢：70歳

※1

ライフガード退職コース

継続最高年齢：70歳

契約満了時年齢：71歳

※1

ロングガード退職コース

〈従来タイプ〉

継続最高年齢：69歳

契約満了時年齢：70歳

〈新タイプ〉

継続最高年齢：74歳

契約満了時年齢：75歳

※2

退職後のお取扱いはありません。

ヘルスガード退職コース

継続最高年齢：70歳

契約満了時年齢：71歳

※1

退職後のお取扱いはありません。

※記載の年齢は保険年齢です。

※1 グループ保険退職コース、普通傷害部分、生活保障部分、医療保障保険退職コース（基本プラン）・（αプラン）、ライフガード退職コース、ヘルスガード退職コースの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が更新日時点で加入資格を満たす直後の更新日の前日までです。

※2 ロングガード退職コースの保険期間満了日は、ご加入者（被保険者）が保険期間中に満期年齢（保険年齢）をむかえられた直後の更新日の前日までです。更新日時点で満期年齢（保険年齢）に達している場合は継続加入できませんのでご注意ください。



今回手続きできるコース
9月1日更新制度

2月1日更新制度

※2月更新制度については、秋（9～10月）にお申込み内容変更手続きを承ります。

※2月1日更新制度の詳細につきましては8月頃配布いたしますパンフレットをご参照ください。

※今回はお申込み、内容変更はできません。

加入資格一覧

【グループ保険部分】

加 入 資 格

本 人…長野県（県費）の教職員でコープながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員で申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満14歳6ヵ月を超え、満61歳6ヵ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヵ月まで可能です）

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満15歳6ヵ月を超え、満61歳6ヵ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヵ月まで可能です）

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・子ども
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。

子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち、子に関する規定を準用します）で申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満2歳6ヵ月を超え、満22歳6ヵ月までの方

（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
本人・配偶者・子ども共通
【過去12ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去12ヵ月以内に、別表記載の病気により連続して14日以上入院をしたことはありません。

《別表》がん、肉腫、悪性腫瘍、白血病、脳出血、脳こうそく、くも膜下出血、てんかん、狭心症、心筋こうそく、心臓弁膜症、先天性心臓病、心筋症、不整脈、高血圧症、胃かいよう、十二指腸かいよう、肝炎、肝硬変、腎炎、ネフローゼ、腎不全、子宮筋腫、糖尿病

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

【普通傷害部分】

加 入 資 格

本 人…グループ保険部分に加入している（今回加入する場合があります。）長野県（県費）の教職員でコープながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員で、2022年9月1日現在満14歳6ヵ月を超え満61歳6ヵ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヵ月まで可能です）

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【生活保障部分】

加 入 資 格

本 人…グループ保険部分に加入している（今回加入する場合があります。）長野県（県費）の教職員でコープながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員で、2022年9月1日現在満14歳6ヵ月を超え満61歳6ヵ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヵ月まで可能です）

配偶者…本人の配偶者で、2022年9月1日現在満15歳6ヵ月を超え満61歳6ヵ月までの方（ただし、継続は満70歳6ヵ月まで可能です）

子ども…本人が扶養する子（健康保険法に定める被扶養者の範囲のうち子に関する規定を準用します）で、2022年9月1日現在0歳から満22歳6ヵ月までの方

なお、以下の職業または職務に該当する方は、ご加入いただけません。

オートテスター（テストライダー）、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

【医療保障保険（基本プラン・αプラン）】

加 入 資 格

本 人…長野県（県費）の教職員でコープながの（学校職域運営協議会）に所属の組合員でグループ保険加入の本人（今回加入する場合を含みます）で、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満14歳6ヵ月を超え、満69歳6ヵ月まで（2022年9月1日現在）の方です。

配偶者…グループ保険加入の配偶者（今回加入する場合を含みます）で、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満15歳6ヵ月を超え、満69歳6ヵ月まで（2022年9月1

日現在）の方です。ただし、配偶者のみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

子ども…グループ保険加入の子どもで申込日現在、申込書記載の告知内容に該当し、年齢が満22歳6ヵ月まで（2022年9月1日現在）の方です。ただし、子どものみのお申込みはできません。本人とセットでご加入ください。

※「αプラン」への加入は「基本プラン」加入が条件です。

【告知内容】
本人
【現在の就業状態】
申込日（告知日）現在、病気やけがで休職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。
（注）「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。
配偶者・子ども
【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通
【過去3ヵ月以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去3ヵ月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査（再検査・精密検査を含みます）・入院・手術をすすめられていません。
（注）検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】
申込日（告知日）より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。
（注）①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金・給付金をお支払いできない場合があります。

〈配偶者・子どもの加入について〉

- ・子どもについては、本人が加入している公的医療保険制度の被扶養者で本人と同一戸籍に記載されている方に限ります。
- ・配偶者、子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- ・配偶者、子どもの加入金額は、本人の加入金額と同額以下にしてください。

- ・子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- ・子どもは「αプラン」には加入できません。
- ・本人について定められた死亡保険金が支払われた場合、配偶者、子ども、親は同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者、子ども、親は同時に脱退となります。

【親介護保険金部分】

加 入 資 格

本人・配偶者の親…本人および配偶者の戸籍上の実父母（養父母を除く）で、申込書記載の告知内容に該当し、2022年9月1日現在満29歳6ヵ月を超え満80歳6ヵ月までの方

【現在の健康状態】
申込日（告知日）現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。
（注）①「治療」には、指示・指導を含みます。
②「医師による治療期間」は初診から終診（医師の判断によるもの）までの期間をいいます。
【過去5年以内の健康状態】
・申込日（告知日）より起算して過去5年以内に、下記の項目で、医師の診察・検査・治療・投薬を受けたことはありません。
（注）「治療」には、指示・指導を含みます。

心筋こうそく、脳卒中（脳出血、脳こうそく、くも膜下出血）、認知症、アルツハイマー病、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、筋萎縮性側索硬化症、知的障害、精神病、統合失調症

・申込日（告知日）より起算して過去5年以内に高血圧を原因とする入院をしたことはありません。

【現在までの健康状態】
公的介護保険の要介護・要支援の認定を受けたこと、または認定の申請をしたことはありません。

グループ保険

〈災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付
半年払保険料併用特約付団体定期保険【生命保険】〉

+ 普通傷害部分

〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険
【損害保険】〉

意向確認(ご加入前のご確認)

グループ保険・普通傷害部分は、以下の保障(補償)の確保を主な目的とする生命保険・損害保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 死亡・高度障害の場合、死亡・高度障害保険金を一時金または年金としてお支払いします。(グループ保険部分)
- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。(普通傷害部分)

保障内容

グループ保険部分														普通傷害部分				
加入対象区分	申込コース	初年度 年金月額	平均 年金月額	最終年度 年金月額	支給 期間	年金 受取総額	年金受取 部分 年金原資 (注1)	初年度 一時金 (注1)	年金原資 (注1) [すべて一時金の場合]	不慮の事故を原因として 事故の日から180日以内の				Yコース				
										死 亡 (注2)	高度障害 (注3)	身体障害 (注4)	5日以上 の入院 (注5)	死 亡 保 険 金	後遺障害 保 険 金	入 院 保 険 金	手 術 保 険 金	通 院 保 険 金
										万円	万円	万円	1日につき 円	180 万円	(程度により) 7.2~ 180 万円	(日額) 2,000 円	(状況により) 1・2 万円	(日額) 1,200 円
現職制人度	A	約 万円	約 万円	約 万円	年	約 万円	万円	万円	万円	800	800	80~560	12,000					
	B	8.2	11.2	14.2	25	3,376	3,000	500	3,500	700	700	70~490	10,500					
	C	8.8	11.4	13.9	20	2,737	2,500	500	3,000	600	600	60~420	9,000					
	D	11.2	13.6	15.9	15	2,450	2,300	500	2,800	560	560	56~392	8,400					
	E	5.5	7.5	9.4	25	2,250	2,000	500	2,500	500	500	50~350	7,500					
	F	6.0	7.7	9.4	20	1,861	1,700	500	2,200	440	440	44~308	6,600					
	G	13.7	15.5	17.4	10	1,867	1,800	200	2,000	400	400	40~280	6,000					
	H	7.8	9.4	11.1	15	1,704	1,600	200	1,800	360	360	36~252	5,400					
	I	20.6	21.8	23.1	5	1,313	1,300	200	1,500	300	300	30~210	4,500					
	J	7.6	8.6	9.6	10	1,037	1,000	200	1,200	240	240	24~168	3,600					
	K	12.7	13.4	14.2	5	808	800	200	1,000	200	200	20~140	3,000					
	L	9.5	10.1	10.6	5	606	600	200	800	160	160	16~112	2,400					
	M	4.7	5.0	5.3	5	303	300	200	500	100	100	10~ 70	1,500					
	N	3.9	4.2	4.4	5	252	250	200	450	90	90	9~ 63	1,350					
	O	3.1	3.3	3.5	5	202	200	200	400	80	80	8~ 56	1,200					
	P	3.1	3.3	3.5	5	202	200	100	300	60	60	6~ 42	900					
	Q	3.1	3.3	3.5	5	202	200	—	200	40	40	4~ 28	600					

上記年金額は、通増率3%の場合です。

※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

- 年金原資とは年金支払いの基となる死亡・高度障害保険金のことです。

(注1) 一般の死亡または高度障害	死亡・高度障害保険金
(注2) 不慮の事故による死亡、特定感染症による死亡	死亡保険金+災害保険金
(注3) 不慮の事故による高度障害	高度障害保険金+障害給付金(給付割合表第1級)
(注4) 不慮の事故による身体障害(程度により)	障害給付金(給付割合表第2級~第6級)
(注5) 不慮の事故による5日以上入院(120日を限度として)	入院給付金

ボーナス給付の保障内容・保険料

記載の年金額は、
通増率3%の場合です。

概算 ボ ー ナ ス 保 険 料	年齢／性別	男性	女性	男性	女性
	15～35歳 (昭62.3.2～平20.3.1生)	5,810円	3,730円	2,905円	1,865円
	36～40歳 (昭57.3.2～昭62.3.1生)	7,410	6,240	3,705	3,120
	41～45歳 (昭52.3.2～昭57.3.1生)	10,040	7,650	5,020	3,825
	46～50歳 (昭47.3.2～昭52.3.1生)	14,380	10,830	7,190	5,415
	51～55歳 (昭42.3.2～昭47.3.1生)	20,930	14,630	10,465	7,315
	56～60歳 (昭37.3.2～昭42.3.1生)	30,230	18,540	15,115	9,270
	61～65歳 (昭32.3.2～昭37.3.1生)	46,270	24,600	23,135	12,300
	66～70歳 (昭27.3.2～昭32.3.1生)	68,610	33,170	34,305	16,585

注意!

- ・ボーナス給付「1」は、A・Bコースには付加できません。
- ・ボーナス給付「2」は、Aコースには付加できません。
- ・ボーナス給付のみの加入はできません。

月額保険料

●（ ）内は生命保険部分「グループ保険部分」の保険料です。

加入対象区分	申込コース	年齢 性別	月 額 保 険 料							
			15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
現職制人度	A	男性	5,520円 (5,000)	6,560円 (6,040)	8,280円 (7,760)	11,120円 (10,600)	15,400円 (14,880)	21,480円 (20,960)	31,960円 (31,440)	46,560円 (46,040)
		女性	4,160 (3,640)	5,800 (5,280)	6,720 (6,200)	8,800 (8,280)	11,280 (10,760)	13,840 (13,320)	17,800 (17,280)	23,400 (22,880)
	B	男性	4,895 (4,375)	5,805 (5,285)	7,310 (6,790)	9,795 (9,275)	13,540 (13,020)	18,860 (18,340)	28,030 (27,510)	40,805 (40,285)
		女性	3,705 (3,185)	5,140 (4,620)	5,945 (5,425)	7,765 (7,245)	9,935 (9,415)	12,175 (11,655)	15,640 (15,120)	20,540 (20,020)
	C	男性	4,270 (3,750)	5,050 (4,530)	6,340 (5,820)	8,470 (7,950)	11,680 (11,160)	16,240 (15,720)	24,100 (23,580)	35,050 (34,530)
		女性	3,250 (2,730)	4,480 (3,960)	5,170 (4,650)	6,730 (6,210)	8,590 (8,070)	10,510 (9,990)	13,480 (12,960)	17,680 (17,160)
	D	男性	4,020 (3,500)	4,748 (4,228)	5,952 (5,432)	7,940 (7,420)	10,936 (10,416)	15,192 (14,672)	22,528 (22,008)	32,748 (32,228)
		女性	3,068 (2,548)	4,216 (3,696)	4,860 (4,340)	6,316 (5,796)	8,052 (7,532)	9,844 (9,324)	12,616 (12,096)	16,536 (16,016)
	E	男性	3,645 (3,125)	4,295 (3,775)	5,370 (4,850)	7,145 (6,625)	9,820 (9,300)	13,620 (13,100)	20,170 (19,650)	29,295 (28,775)
		女性	2,795 (2,275)	3,820 (3,300)	4,395 (3,875)	5,695 (5,175)	7,245 (6,725)	8,845 (8,325)	11,320 (10,800)	14,820 (14,300)
	F	男性	3,270 (2,750)	3,842 (3,322)	4,788 (4,268)	6,350 (5,830)	8,704 (8,184)	12,048 (11,528)	17,812 (17,292)	25,842 (25,322)
		女性	2,522 (2,002)	3,424 (2,904)	3,930 (3,410)	5,074 (4,554)	6,438 (5,918)	7,846 (7,326)	10,024 (9,504)	13,104 (12,584)
	G	男性	3,020 (2,500)	3,540 (3,020)	4,400 (3,880)	5,820 (5,300)	7,960 (7,440)	11,000 (10,480)	16,240 (15,720)	23,540 (23,020)
		女性	2,340 (1,820)	3,160 (2,640)	3,620 (3,100)	4,660 (4,140)	5,900 (5,380)	7,180 (6,660)	9,160 (8,640)	11,960 (11,440)
	H	男性	2,770 (2,250)	3,238 (2,718)	4,012 (3,492)	5,290 (4,770)	7,216 (6,696)	9,952 (9,432)	14,668 (14,148)	21,238 (20,718)
		女性	2,158 (1,638)	2,896 (2,376)	3,310 (2,790)	4,246 (3,726)	5,362 (4,842)	6,514 (5,994)	8,296 (7,776)	10,816 (10,296)
	I	男性	2,395 (1,875)	2,785 (2,265)	3,430 (2,910)	4,495 (3,975)	6,100 (5,580)	8,380 (7,860)	12,310 (11,790)	17,785 (17,265)
		女性	1,885 (1,365)	2,500 (1,980)	2,845 (2,325)	3,625 (3,105)	4,555 (4,035)	5,515 (4,995)	7,000 (6,480)	9,100 (8,580)
	J	男性	2,020 (1,500)	2,332 (1,812)	2,848 (2,328)	3,700 (3,180)	4,984 (4,464)	6,808 (6,288)	9,952 (9,432)	14,332 (13,812)
		女性	1,612 (1,092)	2,104 (1,584)	2,380 (1,860)	3,004 (2,484)	3,748 (3,228)	4,516 (3,996)	5,704 (5,184)	7,384 (6,864)
	K	男性	1,770 (1,250)	2,030 (1,510)	2,460 (1,940)	3,170 (2,650)	4,240 (3,720)	5,760 (5,240)	8,380 (7,860)	12,030 (11,510)
		女性	1,430 (910)	1,840 (1,320)	2,070 (1,550)	2,590 (2,070)	3,210 (2,690)	3,850 (3,330)	4,840 (4,320)	6,240 (5,720)
	L	男性	1,520 (1,000)	1,728 (1,208)	2,072 (1,552)	2,640 (2,120)	3,496 (2,976)	4,712 (4,192)	6,808 (6,288)	9,728 (9,208)
		女性	1,248 (728)	1,576 (1,056)	1,760 (1,240)	2,176 (1,656)	2,672 (2,152)	3,184 (2,664)	3,976 (3,456)	5,096 (4,576)

●（ ）内は生命保険部分「グループ保険部分」の保険料です。

	加入対象区分	申込コース	年齢 性別	月 額 保 険 料							
				15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
現 職 制 度	本 人	M	男性	1,145 円 (625)	1,275 円 (755)	1,490 円 (970)	1,845円 (1,325)	2,380円 (1,860)	3,140円 (2,620)	4,450円 (3,930)	6,275円 (5,755)
			女性	975 (455)	1,180 (660)	1,295 (775)	1,555 (1,035)	1,865 (1,345)	2,185 (1,665)	2,680 (2,160)	3,380 (2,860)
		N	男性	1,083 (563)	1,200 (680)	1,393 (873)	1,713 (1,193)	2,194 (1,674)	2,878 (2,358)	4,057 (3,537)	5,700 (5,180)
			女性	930 (410)	1,114 (594)	1,218 (698)	1,452 (932)	1,731 (1,211)	2,019 (1,499)	2,464 (1,944)	3,094 (2,574)
		O	男性	1,020 (500)	1,124 (604)	1,296 (776)	1,580 (1,060)	2,008 (1,488)	2,616 (2,096)	3,664 (3,144)	5,124 (4,604)
			女性	884 (364)	1,048 (528)	1,140 (620)	1,348 (828)	1,596 (1,076)	1,852 (1,332)	2,248 (1,728)	2,808 (2,288)
		P	男性	895 (375)	973 (453)	1,102 (582)	1,315 (795)	1,636 (1,116)	2,092 (1,572)	2,878 (2,358)	3,973 (3,453)
			女性	793 (273)	916 (396)	985 (465)	1,141 (621)	1,327 (807)	1,519 (999)	1,816 (1,296)	2,236 (1,716)
		Q	男性	770 (250)	822 (302)	908 (388)	1,050 (530)	1,264 (744)	1,568 (1,048)	2,092 (1,572)	2,822 (2,302)
			女性	702 (182)	784 (264)	830 (310)	934 (414)	1,058 (538)	1,186 (666)	1,384 (864)	1,664 (1,144)

グループ保険部分の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

※普通傷害部分の保険金は、概算保険金です。適用となる保険金は変動する可能性があります。

※普通傷害部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被

保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更 など

- グループ保険のみでもご加入頂けます。
- 普通傷害部分保険料は年齢にかかわらず一律520円です。
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2022年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 配偶者および子ども特約、子ども災害保障特約、年金払特約、災害保障特約の保険料は月払のみです。
- 上記本人の保険料には普通傷害部分保険料が含まれています。
- グループ保険部分と普通傷害部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。詳細は23～24、25～26ページをご参照ください。

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・子どもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人Oコース以下で申込みの場合は、子どもの加入はできません。
- 配偶者・子どもはグループ保険部分のみのお取扱いとなります。
- 子どもを加入させるときは、加入資格のある子どもは全員同額にて加入となります。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・子どもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- 本人は普通傷害部分のみの加入はできません。グループ保険部分とセットでご加入ください。

グループ保険（退職者・配偶者・こどもコース）

〈災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付
半年払保険料併用特約付団体定期保険【生命保険】〉
（普通傷害部分）〈天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険【損害保険】〉

保障内容

		グ ル ー プ 保 険 部 分											普 通 傷 害 部 分						
加入 対象区分	申 込 コース	初 年 度 年金月額	平 均 年金月額	最終年度 年金月額	支 給 期 間	年 金 受取総額	年金受取 部分 年金原資 (注1)	初年度 一時金 (注1)	年金原資 (注1) すべて一時金の場合	不慮の事故を原因として 事故の日から180日以内の				Ｙコース					
										死 亡 (注2)	高度障害 (注3)	身体障害 (注4)	5日以上 の入院 (注5)	死 亡 保険金	後遺障害 保険金	入 院 保険金	手 術 保険金	通 院 保険金	
現職制度	配偶者		約 万円	約 万円	約 万円	年	約 万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	1日につき 円					
		800万円	－	－	－	－	－	－	800	800	160	160	16～112	2,400	－	－	－	－	－
		500万円	－	－	－	－	－	－	500	500	100	100	10～70	1,500	－	－	－	－	－
		400万円	－	－	－	－	－	－	400	400	80	80	8～56	1,200	－	－	－	－	－
		300万円	－	－	－	－	－	－	300	300	60	60	6～42	900	－	－	－	－	－
	200万円	－	－	－	－	－	－	200	200	40	40	4～28	600	－	－	－	－	－	
	こども	400万円	－	－	－	－	－	－	400	400	90	90	9～63	1,350	－	－	－	－	－
300万円		－	－	－	－	－	－	300	300	90	90	9～63	1,350	－	－	－	－	－	
退職コース	本人	500万円	－	－	－	－	－	－	500	500	100	100	10～70	1,500	180 万円	(程度により) 7.2～ 180 万円	(日額) 2,000 円	(状況により) 1・2 万円	(日額) 1,200 円
		400万円	－	－	－	－	－	－	400	400	80	80	8～56	1,200					
		300万円	－	－	－	－	－	－	300	300	60	60	6～42	900					
		200万円	－	－	－	－	－	－	200	200	40	40	4～28	600					
	配偶者	500万円	－	－	－	－	－	－	500	500	100	100	10～70	1,500	－	－	－	－	－
		400万円	－	－	－	－	－	－	400	400	80	80	8～56	1,200	－	－	－	－	－
		300万円	－	－	－	－	－	－	300	300	60	60	6～42	900	－	－	－	－	－
		200万円	－	－	－	－	－	－	200	200	40	40	4～28	600	－	－	－	－	－

上記年金額は、通増率3％の場合です。 ※記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)で計算しています。
実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

月額保険料

現職制度

加入対象区分	申 込 コース	年 齢 性別	月 額 保 険 料							
			16～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
配偶者	800万円	男性	1,000 円	1,208 円	1,552 円	2,120 円	2,976 円	4,192 円	6,288 円	9,208 円
		女性	728	1,056	1,240	1,656	2,152	2,664	3,456	4,576
	500万円	男性	625	755	970	1,325	1,860	2,620	3,930	5,755
		女性	455	660	775	1,035	1,345	1,665	2,160	2,860
	400万円	男性	500	604	776	1,060	1,488	2,096	3,144	4,604
		女性	364	528	620	828	1,076	1,332	1,728	2,288
	300万円	男性	375	453	582	795	1,116	1,572	2,358	3,453
		女性	273	396	465	621	807	999	1,296	1,716
	200万円	男性	250	302	388	530	744	1,048	1,572	2,302
		女性	182	264	310	414	538	666	864	1,144
こども	400万円	男性	一律 415円（3～22歳）							
	300万円	男性	一律 345円（3～22歳）							

月額保険料

退職コース

●（ ）内は生命保険部分「グループ保険部分」の保険料です。(本人のみ)

加入対象区分	申 込 コース	年 齢 性別	月 額 保 険 料							
			15～35歳	36～40歳	41～45歳	46～50歳	51～55歳	56～60歳	61～65歳	66～70歳
本人	500万円	男性	1,145 円 (625)	1,275 円 (755)	1,490 円 (970)	1,845 円 (1,325)	2,380 円 (1,860)	3,140 円 (2,620)	4,450 円 (3,930)	6,275 円 (5,755)
		女性	975 (455)	1,180 (660)	1,295 (775)	1,555 (1,035)	1,865 (1,345)	2,185 (1,665)	2,680 (2,160)	3,380 (2,860)
	400万円	男性	1,020 (500)	1,124 (604)	1,296 (776)	1,580 (1,060)	2,008 (1,488)	2,616 (2,096)	3,664 (3,144)	5,124 (4,604)
		女性	884 (364)	1,048 (528)	1,140 (620)	1,348 (828)	1,596 (1,076)	1,852 (1,332)	2,248 (1,728)	2,808 (2,288)
	300万円	男性	895 (375)	973 (453)	1,102 (582)	1,315 (795)	1,636 (1,116)	2,092 (1,572)	2,878 (2,358)	3,973 (3,453)
		女性	793 (273)	916 (396)	985 (465)	1,141 (621)	1,327 (807)	1,519 (999)	1,816 (1,296)	2,236 (1,716)
	200万円	男性	770 (250)	822 (302)	908 (388)	1,050 (530)	1,264 (744)	1,568 (1,048)	2,092 (1,572)	2,822 (2,302)
		女性	702 (182)	784 (264)	830 (310)	934 (414)	1,058 (538)	1,186 (666)	1,384 (864)	1,664 (1,144)
配偶者	500万円	男性	625	755	970	1,325	1,860	2,620	3,930	5,755
		女性	455	660	775	1,035	1,345	1,665	2,160	2,860
	400万円	男性	500	604	776	1,060	1,488	2,096	3,144	4,604
		女性	364	528	620	828	1,076	1,332	1,728	2,288
	300万円	男性	375	453	582	795	1,116	1,572	2,358	3,453
		女性	273	396	465	621	807	999	1,296	1,716
	200万円	男性	250	302	388	530	744	1,048	1,572	2,302
		女性	182	264	310	414	538	666	864	1,144

グループ保険部分の保険料は概算保険料であって正規保険料は申込締切後3ヵ月以内に算出し概算保険料と異なった場合は初回に遡って精算いたします。

※普通傷害部分の保険金は、概算保険金です。適用となる保険金は変動する可能性があります。

- グループ保険のみでもご加入頂けます。
- 普通傷害部分保険料は年齢にかかわらず一律520円です。(本人のみ)
- 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=2022年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。
- 配偶者およびこども特約、こども災害保障特約、年金払特約、災害保障特約の保険料は月払のみです。
- 上記本人の保険料には普通傷害部分保険料が含まれています。
- グループ保険部分と普通傷害部分ではお支払いの対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合等が異なります。詳細は23～24、25～26ページをご参照ください。
- 配偶者・こどもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
- 配偶者・こどもの保険金額は本人と同額以下としてください。
- 本人0コース以下で申込みの場合は、こどもの加入はできません。
- 配偶者・こどもはグループ保険部分のみのお取扱いとなります。

※普通傷害部分のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。

【お取扱いできない事項の例】

- 保険期間の変更
- 保険料の払込方法の変更
- など

- こどもを加入させるときは、加入資格のあるこどもは全員同額にて加入となります。
- 本人について定められた死亡保険金または高度障害保険金が支払われた場合、配偶者・こどもは同時に脱退となります。また、本人が脱退した場合も配偶者・こどもは同時に脱退となります。
- 本人は普通傷害部分のみの加入はできません。グループ保険部分とセットでご加入ください。
- 年金原資とは年金支払いの基となる死亡・高度障害保険金のことです。

- (注1) 一般の死亡または高度障害
死亡・高度障害保険金
- (注2) 不慮の事故による死亡、特定感染症による死亡
死亡保険金+災害保険金
- (注3) 不慮の事故による高度障害
高度障害保険金+障害給付金（給付割合表第1級）
- (注4) 不慮の事故による身体障害（程度により）
障害給付金（給付割合表第2級～第6級）
- (注5) 不慮の事故による5日以上の入院（120日を限度として）
入院給付金

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P23～26、35～36

生活保障部分

意向確認【ご加入前のご確認】

生活保障部分は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。
- 日常生活における賠償事故等のリスクについても補償します。

補償額と月額保険料

生活保障部分＜天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険（青年アクティブ型）【損害保険】＞

補償項目		本人 (Zコース)	配偶者・子ども (Xコース・Wコース)	月額保険料
傷 害 共 通	死 亡 保 険 金	230万円	230万円	本人 一律910円 配偶者・ 子ども 一律840円
	後遺障害保険金（程度により）	9.2～230万円	9.2～230万円	
	入 院 保 険 金 （事故の発生の日からその日を含めて180日） 以内の入院について	日額3,200円	日額3,000円	
	手 術 保 険 金（状況により）	1.6・3.2万円	1.5・3万円	
	通 院 保 険 金 （事故の発生の日からその日を含めて180日） 以内の通院について、90日限度	日額1,900円	日額1,900円	
	携行品損害保険金（免責3,000円）	10万円	10万円	
賠償責任保険金		1億円	—（注）	
レンタル用品賠償責任保険金（免責3,000円以上）		30万円	—（注）	
キャンセル費用保険金（免責1,000円以上）		10万円	10万円	
救援者費用等保険金		150万円	150万円	

（注）賠償責任・レンタル用品賠償責任保険金は、本人の加入により以下の方も補償対象となります。本人が未成年もしくは責任無能力者、または補償対象となる方が責任無能力者である場合は、法定の監督義務者等も補償対象となる方を含みます（未成年または責任無能力者に関する事故に限ります。）。

- ・配偶者
- ・本人またはその配偶者の同居の親族
- ・本人またはその配偶者の別居の未婚の子

なお、続柄は、損害の原因となった事故発生時点におけるものをいいます。

また、「未婚」とは、これまでに婚姻歴がないことをいいます。

●生活保障部分のみの加入はできません。本人はグループ保険とセットでご加入ください。

- 配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。
 - 本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。
- *記載の保険金は、概算保険金です。適用となる保険金は変動する可能性があります。
- *本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
- 【お取り扱いできない事項の例】
- 保険期間の変更
 - 保険料の払込方法の変更 など
- ・補償内容の詳細はパンフレット27～29ページをご参照願います。

グループ保険のお支払いに関する重要事項が19～20、22、23～24ページ（普通傷害部分は19～20、25～26、35～36ページ、生活保障部分については19～20、27～29、35～36ページ）に記載されています。必ずご確認ください。

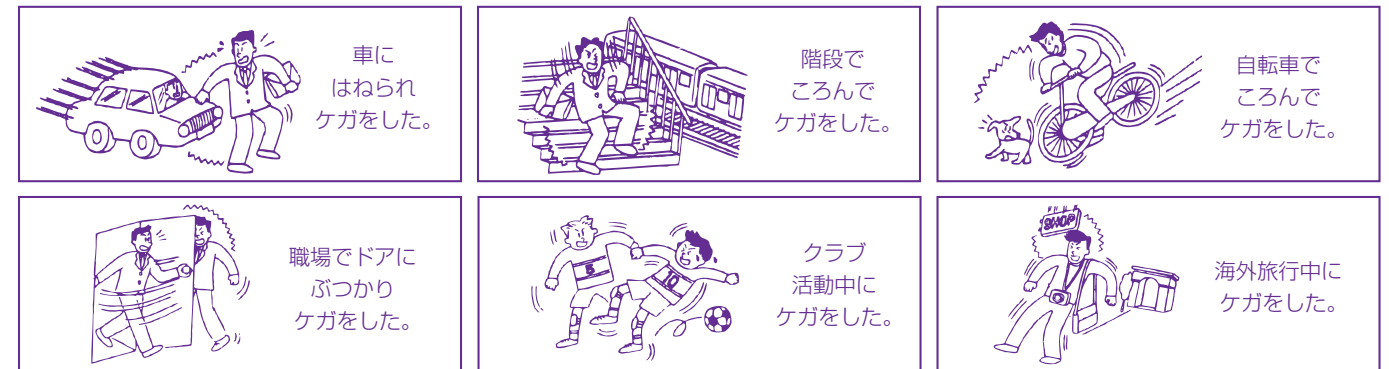
※賠償責任保障特約の保険金額が3,000万円から1億円に変更となりますが、保険料については、適用される割引額に変更がない場合、変わりません。

支払い事例

急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより死亡・後遺障害となった場合や入院・手術・通院をした場合、保険金をお支払いします。

★グループ保険に加えて、不慮の事故による死亡・後遺障害保険金と入院保険金が1日目から、通院保険金が1日目から給付されます。

こんな時に補償されます！



ケガ請求方法はこちらへお電話ください！ 0120-474-784



2022年9月1日より、賠償責任保険金額について、保険料は変わらずに、3,000万円から1億円に改定されます。現在ご契約の方も自動的に同じ補償額となります。あわせて示談交渉サービスを無料でご利用いただけます。

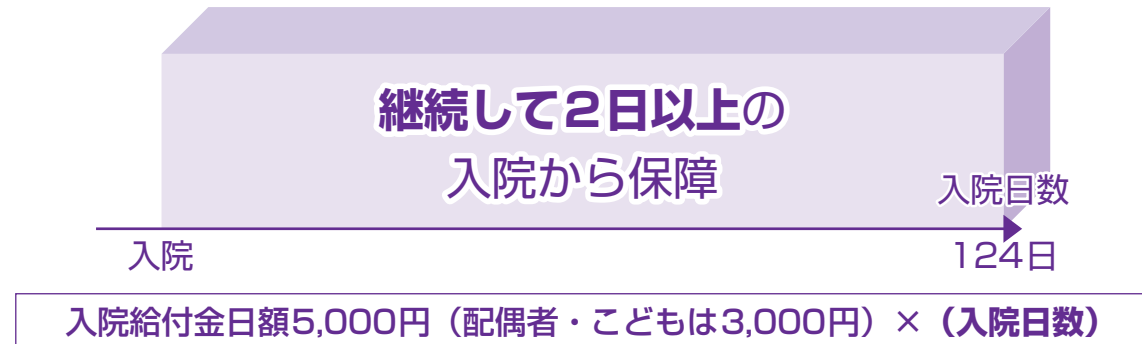
医療保障保険(基本プラン)

〈短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）【生命保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険(基本プラン)は、以下の保障の確保を主な目的とする生命保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガで継続して2日以上入院した場合、入院給付金を1日目からお支払いします。



継続した2日以上からの短期入院でも給付の対象となります！

〈生保部分〉

※病気やケガによる入院給付金のお支払日数は、1回の入院について124日を限度とします。

※入院給付金のお支払日数は、通算して700日を限度とします。

「基本プラン」についての詳細は21～22、30～31ページをご覧ください。

基本プラン

★グループ保険と併せてご加入ください！

制度内容

加入対象 区分	入院給付金 （病気・ケガで継続して2日以上入院のとき）	死亡保険金 （死亡したとき）	概算月額保険料
本人	1日につき 5,000 円	年齢により異なります。 右表参照	年齢により異なります。 右表参照
配偶者	1日につき 3,000 円		
こども	1日につき 3,000 円		

保障内容と月額保険料

（単位：円）

年 齢	本人 入院給付金日額5,000円 （病気・ケガで継続して 2日以上入院のとき）		配偶者 入院給付金日額3,000円 （病気・ケガで継続して 2日以上入院のとき）		こども 入院給付金日額3,000円 （病気・ケガで継続して 2日以上入院のとき）	
	概算月額保険料	死亡保険金	概算月額保険料	死亡保険金	概算月額保険料	死亡保険金
15歳～19歳	1,400	676,500	800	288,200	年齢に関係なく 一律800 (0歳～22歳)	年齢に関係なく 一律164,000 (0歳～22歳)
20歳～24歳	1,700	640,600	1,000	321,900		
25歳～29歳	1,900	562,500	1,100	212,500		
30歳～34歳	2,000	625,000	1,200	375,000		
35歳～39歳	2,000	602,900	1,200	361,800		
40歳～44歳	2,200	536,600	1,300	273,200		
45歳～49歳	2,600	670,000	1,500	282,000		
50歳～54歳	3,300	626,900	1,800	107,500		
55歳～59歳	4,200	515,000	2,400	189,000		
60歳～64歳	5,800	522,600	3,200	132,900		
65歳～69歳	8,400	520,700	4,600	129,900		

※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。（例）保険年齢40歳＝2022年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

※記載の保険料は加入者が100名以上299名以下の場合の保険料です。

したがって実際の加入者数が異なれば上記保険料は異なりますので、その場合は初回に遡って正規保険料を適用させていただきます。

※配偶者の加入可能最低年齢は16歳です。

※本人の死亡保険金の受取人は被保険者にご指定いただけます。それ以外の給付金および、配偶者、こどもの死亡保険金・給付金の受取人は保険料負担者（本人）です。

お支払いに関する重要事項が右記ページに記載されています。必ずご確認ください。

P30～31

医療保障保険（αプラン）

〈医療保険【損害保険】〉

意向確認【ご加入前のご確認】

医療保障保険(αプラン)は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。
ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

- 病気やケガにより所定の手術を受けた場合、保険金をお支払いします。
- 三大疾病、所定の生活習慣病、女性疾病による入院・手術の場合、基本プランに上乗せして保険金をお支払いします。
- 所定の要介護状態に該当した場合、保険金をお支払いします。

補 償 内 容

α プ ラ ン

★基本プランと併せてご加入ください！
★αプランにご加入頂くと、基本プランに以下の補償が加わります。

〈 〉内の金額は配偶者の場合		入院保険金日額・手術基準日額：5,000円、3,000円 介護保険金額・親介護保険金額：100万円	注目!!
入院	三大疾病・所定の生活習慣病で入院 三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病入院保険金	5,000円×入院日数(365日限度) 〈3,000円〉	三大疾病による入院は支払日数無制限
手術	三大疾病・所定の生活習慣病で所定の手術 疾病手術保険金＋三大疾病、糖尿病・高血圧、腎臓病・肝臓病手術保険金	手術の種類により 10万円・20万円・40万円 〈6万円・12万円・24万円〉	
	疾病・傷害で所定の手術 疾病手術保険金・傷害手術保険金	手術の種類により 5万円・10万円・20万円 〈3万円・6万円・12万円〉	
介護	所定の要介護状態になったとき 介護保険金	100万円（1回限度） 〈100万円〉	

★『αプラン』にご加入された方は、
更に下記の補償を追加することができます!!

オプション

女性疾病給付として…

入院	女性疾病で入院 女性疾病入院保険金	+5,000円×入院日数（365日限度） 〈+3,000円〉
手術	女性疾病で所定の手術 女性疾病手術保険金	手術の種類により +5万円・+10万円・+20万円 〈+3万円・+6万円・+12万円〉
	女性が特定障害で 所定の形成術等を受けたとき 女性疾病手術保険金	手術の種類により 10万円・20万円 〈6万円・12万円〉

《例》植皮術、^{はんこん}痕癬形成術(非観血手術を除く)、足指の後天性変形(外反母趾)に対する形成術(非観血手術を除く)、乳房切除術(生検を除く)

オプション

親が所定の要介護状態になった場合…

(注) 本人の親は、本人のαプラン加入が条件です。
配偶者の親は、配偶者のαプラン加入が条件です。

親介護	親が所定の要介護状態になったとき 親介護保険金	100万円（1回限度）
-----	----------------------------	-------------

- ◎『三大疾病』とは、「がん（上皮内がんを含みます。）、急性心筋梗塞、脳卒中」、『所定の生活習慣病』とは、「糖尿病、高血圧性疾患、腎臓病、肝臓病」を指します。
- ◎『女性疾病』には、子宮がん、乳がん、子宮筋腫、分娩の合併症などがあります。ただし、上皮内がんは含みません。
- *糖尿病・高血圧入院保険金、腎臓病・肝臓病入院保険金、女性疾病入院保険金のお支払日数は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき365日、通算して700日を限度とします。
- *三大疾病入院保険金のお支払日数の限度はありません。
- *手術保険金のお支払限度はありません。ただし一部制限を設けている手術の種類があります。
- *介護保険金・親介護保険金のお支払いは、1人につき1回が限度です。

- *本制度のご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体（ご契約者）との取り決めにより一部お取り扱いできない事項があります。
- 【お取扱いできない事項の例】
- 保険期間中のコース変更（保険金額の増額・減額等）
 - 保険期間の変更
 - 保険料の払込方法の変更 など
- 「基本プラン」と「αプラン」ではお支払い対象となる支払事由や支払保険金の算出方法、給付割合などが異なる場合があります。「αプラン」についての詳細は17～18、21～22、32～34ページをご確認ください。

医療保障保険（αプラン）

〈医療保険【損害保険】〉

月額保険料

αプラン

- ◎本制度へ加入するには「医療保障保険（基本プラン）」へ加入することが条件となっております。
- ◎配偶者だけの加入はできません。
- ◎こどもは加入できません。
- ◎本人の親は、本人の「αプラン」加入が条件です。配偶者の親は、配偶者の「αプラン」加入が条件です。

* 保険料は毎月の給与から控除します。（初回は9月分から）

* 保険料は年齢・性別により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。

* 年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げた年齢をいいます。

（例）保険年齢40歳＝2022年9月1日現在満39歳6ヵ月を超え満40歳6ヵ月まで

* 記載の保険料は、概算保険料です。適用となる保険料は変動する可能性があります。

（単位：円）

年齢区分	本人	配偶者
	入院保険金日額5,000円 （5コース）	入院保険金日額3,000円 （3コース）
15歳	450	—
16～20歳	490	310
21～25歳	510	320
26～30歳	560	350
31～35歳	580	370
36～40歳	610	370
41～45歳	640	400
46～50歳	740	470
51～55歳	1,250	770
56～60歳	1,830	1,150
61～65歳	2,770	1,780
66～69歳	4,000	2,650

オプション

女性疾病給付として…



（単位：円）

年齢区分	【女性疾病給付】	
	本人	配偶者
	入院保険金日額5,000円 （5Wコース）	入院保険金日額3,000円 （3Wコース）
15歳	290	—
16～20歳	290	180
21～25歳	330	200
26～30歳	470	280
31～35歳	410	250
36～40歳	440	260
41～45歳	540	320
46～50歳	670	400
51～55歳	770	460
56～60歳	870	520
61～65歳	900	540
66～69歳	910	550



オプション

親が所定の要介護状態に該当した場合…

（単位：円）

親の年齢	親介護部分（Pコース）
30～40歳	10
41～45歳	20
46～50歳	30
51～55歳	70
56～60歳	140
61～65歳	300
66～70歳	610
71～75歳	1,300
76～80歳	2,770

※親介護の保険料は親一人当たりの保険料です。それぞれの親の保険年齢により決定します。（最高80歳まで）

ご加入にあたって「グループ保険・普通傷害部分・生活保障部分」取扱内容

※（生命保険部分）とはグループ保険、（損害保険部分）とは普通傷害部分、生活保障部分を指します。

加入取扱いに関するご注意

（生命保険部分）
死亡保険金の受取人は、被保険者が本人および配偶者の場合は被保険者が指定した方、こどもの場合は保険料負担者（本人）です。高度障害保険金の受取人は被保険者です。

（損害保険部分）
死亡保険金受取人は原則として法定相続人となります。

（生命保険部分）
・記載の年金額はパンフレット作成時点の明治安田生命の基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）で計算しています。実際の年金額は年金基金設定時に引受会社が定める基礎率および引受金額により決定しますので、記載の額を下回る可能性もあります。

継続加入の取扱い

（生命保険部分）
一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

脱退を希望する場合の取扱い

【更新時（9月1日更新）】
申込書の加入しない欄にチェックをすべて入れていただき、申込書を申込締切日までにご提出ください。

保 険 期 間（共通）

1年間（2022年9月1日～2023年8月31日）で、以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末まで（ボーナス払部分は半年単位の契約応当日の前日まで）の保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

配当金・解約返れい金

（生命保険部分）
この保険は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返りする仕組みになっています。配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。（解約返れい金はありません）

・半年単位の契約応当日から、次の賞与時払保険料が払い込まれる前に、死亡・高度障害保険金の支払事由が生じた場合には、その賞与時払の保険料が払い込まれたときに限り、月払保険部分および半年払保険部分の保険金をお支払いします。

・保険料は加入時の年齢及び更新時の年齢により異なります。

・いずれか1種類を選んでください。

（損害保険部分）
加入の次年度からは、明治安田損害保険（株）またはお客さまから特に意思表示がない限り、前年度と同じ内容で継続します。ただし、保険金は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

【期間途中（更新時以外）】
期間途中で脱退を希望する場合は脱退の申し出をコープながのまでご連絡ください。現在加入内容一覧表と合わせて脱退報告書がお手元に届きますので現在加入内容をご確認の上、脱退報告書をご提出ください。

保 険 料（共通）

保険料は毎月の給与より控除します。（初回は9月分より）ボーナス払保険料は12月と6月より控除します。（初回は12月分より）

（損害保険部分）
この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

申 込 方 法

（共通）
所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。

年 金 払 特 約

（生命保険部分）
1. 年金の種類と型
●年金支払期間は、支払請求時に2年以上25年以内で選択いただきます。（確定年金）
●選択できる年金の型は、定額型または1％～7％の単利通増型です。

2. 配当金
●年金支払開始後の配当金は、増加年金の買増に充当します。

3. 年金受取人
●保険金等の受取人です。なお、年金支払開始後は年金受取人の変更はできません。

●支払期間中に年金受取人が死亡したときは、残存支払期間の未払年金現価をその相続人にお支払いいたします。

（生命保険部分）
※ただし、保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

4. 年金のお支払い
●年金受取人へのお支払は、毎年1回、2回、4回受取りのいずれかです。
●年金のお支払日は、年金支払月の応当日（15日）です。
●年金支払開始後、年金受取人から残存支払期間分の一括払の申し出があった場合は、未払年金現価をお支払します。

5. 年金払の対象となる保険金
●団体定期保険の主契約保険金・災害保険金の全部または一部。ただし、年金年額が、年1回払いのとき12万円未満、年2回・4回払いのとき36万円未満の場合はお取り扱いできません。

6. 増加年金の表示についてのお知らせ
●増加年金額は、それぞれのお支払時期の前年度決算により決定します。将来お支払いする増加年金額は現時点では確定しておりませんので、記載しておりません。
なお、決算の状況によっては増加年金額が0となることもあります。

保険会社からのお願い・ご注意（グループ保険（生命保険部分）・医療保障保険（基本プラン）共通）

＜保険金・給付金のご請求について＞
●保険金・給付金の支払事由が生じたときは、すみやかにコープながの学校職域センター（以下「保険契約者」といいます。）にご連絡のうえ、保険契約者を經由して引受会社にご請求ください。

●保険金・給付金を請求する権利は、お支払事由が発生してから3年間で請求が無いと、消滅しますのでご注意ください。

●ご請求があった場合で、引受会社が必要と認めたときには医療機関等へ事実の確認に伺う場合があります。

＜改姓、ご家族の異動、受取人の変更等について＞
●ご加入の本人・配偶者・こどもに被保険者としての資格がなくなった場合にはすみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の改姓や、死亡保険金受取人の変更等の場合には、すみやかに保険契約者を經由して引受会社にご通知ください。

●被保険者の遺言により死亡保険金受取人を変更することはできません。

●死亡保険金受取人の変更は、保険契約者を經由して引受会社へご通知ください（変更内容はその通知が引受会社に到達したとき、保険契約者が通知を発信した日に遡って効力を生じます）。ただし、その通知が引受会社に到達する前に変更前の受取人に保険金をお支払いした場合には、お支払後に変更後の受取人からご請求をうけても保険金をお支払いいたしません。

（生命保険部分）
この制度は生命保険会社と締結した災害保障特約付こども特約付こども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付団体定期保険契約に基づき運営します。

（生命保険部分）
引 受 会 社 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部（事務幹事）
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9
明治安田生命秋葉原ビル8F TEL:03-5289-7590

日本生命保険相互会社 公務第三部
〒100-0006 東京都千代田区有楽町1-1-1
日本生命日比谷ビル6F TEL03-5533-5020

（損害保険部分）
取 扱 代 理 店 株式会社コープデリ保険センター TEL0120-18-1318
（明治安田損害保険株式会社 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 取扱代理店）
明治安田生命保険相互会社 TEL03-5289-7590（明治安田損害保険株式会社 取扱代理店）
引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社（幹事）
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

MY-A-22-団-001471 MYG-A-21-傷-914
MYG-A-21-A-915

ご加入にあたって「医療保障保険(基本プラン)(α プラン)」取扱内容

《医療保障保険（基本プラン）（生命保険部分）》

継続加入の取扱い

一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院給付金日額（同コース）以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院給付金日額・受取人等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。

保 険 期 間

1年間（2022年9月1日から2023年8月31日）で、以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、喪失した月の月末までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

保 険 料

保険料は毎月の給与から控除します。（初回は9月分から）

配 当 金

1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合には配当金としてお支払い致します。

※この制度は生命保険会社と締結した短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型）契約に基づき運営します。

引 受 会 社 明治安田生命保険相互会社 公法人第三部 法人営業第二部
〒110-0006 東京都台東区秋葉原5-9 明治安田生命秋葉原ビル8F
TEL:03-5289-7590

《医療保障保険（ α プラン）（損害保険部分）》

継続加入の取扱い

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ入院保険金日額以下で継続加入できます。なお、更新の際に、入院保険金日額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

保 険 期 間

1年間（2022年9月1日～2023年8月31日）で、以後毎年更新します。

保 険 料

保険料は毎月の給与から控除します。（初回は9月分から）

配当金、解約返れい金

この制度には配当金および解約返れい金はありません。

申 込 方 法

所定の申込書に必要事項を記入・押印の上、ご提出ください。継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。
※ただし保険料は毎年の更新の都度算出されますので変更される場合があります。

税法上の取扱い

・保険料の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。
・本人の死亡保険金は法定相続人数×500万円まで非課税です。
※ただし受取人が法定相続人に該当する場合です。
・本人が受取る配偶者・こどもの死亡保険金は、一時所得として課税されます。
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
※また配偶者の保険金の受取人を本人以外に指定した場合贈与税が課税されることがありますのでご注意ください。
・入院給付金は非課税です。
税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

保険金のお支払い（続き）

・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。
①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額
・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。
・被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。
・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払いします。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘術）や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

●ご加入時に、故意または重大な過失によって、知っている事実を告げなかったまたは不実のことを告げたことによりご契約が解除されたとき
●保険金の請求書類を提出しなかったときまたは請求書類に知っている事実を記載しなかったときもしくは不実の記載をしたとき
●所定の期日までに保険料のお払込みがないとき
以上の場合は保険金のお支払ができません。その他、保険金のお支払ができない場合については34ページをご覧ください。

・同一の特約について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払いします。
・保険金受取人は被保険者本人になります。
・介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただきます。
・詳細は約款の規定によります。

お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。
なお、引受損害保険会社のホームページには、約款の掲載に加え『お問い合わせ窓口』⇒『よくあるご質問』欄に主なお支払いに関するQ&Aが掲載されています。

※この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約（*）に基づき運営します。
*この医療保険契約には下記の特約がセットされています。
三大疾病入院特約、三大疾病手術特約、糖尿病・高血圧入院特約、糖尿病・高血圧手術特約、腎臓病・肝臓病入院特約、腎臓病・肝臓病手術特約、女性疾病入院特約、女性疾病手術特約、介護特約、親介護特約、疾病手術特約、傷害手術特約

取 扱 代 理 店 株式会社 コープデリ保険センター TEL 0120-18-1318
明治安田生命保険相互会社 TEL 03-5289-7590
引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社

MY-A-22-医-001472 MYG-A-21-医-916

《「グループ保険（生命保険部分）」「医療保障保険（基本プラン）」共通

相互会社においては、ご契約者が「社員」（構成員）として会社の運営に参加する仕組みとなっていますが、この契約におけるご契約者は団体であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。

ん。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。

個人情報保護についてのご案内

個人情報に関する取扱いについて

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者（被保険者）の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>（以下、「個人情報」といいます。）を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社（共同取扱会社を含みます。以下同じ。）へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのため使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため使用（注）し、また、必要に応じて、契約者、他の生命保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

＜契約者と生命保険会社からのお知らせ＞

記載の引受保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。
なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/>）をご参照ください。
ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意くださいー
指定された死亡保険金受取人、および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者（被保険者）の個人情報と同様に取扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人、および指定代理請求者にその旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

～グループ保険～（(新・)団体定期保険）のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>）をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

（＊）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

（新・）団体定期保険について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、保険金をお支払いします。（当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります）

【死亡保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
保険期間中に死亡した場合	死亡保険金額	死亡保険金受取人

【高度障害保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
加入日（＊）以後に（業務上業務外を問わず）発生した傷害または発病した疾病により、保険期間中に下記のいずれかの高度障害状態に該当した場合	死亡保険金額と同額	被保険者

<高度障害状態とは>

1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの
2. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
3. 中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの*
4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

※「常に介護を要するもの」とは食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。

【災害保険金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の加入日（＊）以後に発生した不慮の事故による傷害を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に死亡した場合、または加入日（＊）以後に発病した特定感染症（★）を原因として保険期間中に死亡した場合	災害保険金額	死亡保険金受取人

（★）対象となる特定感染症とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のもの（注）とし、分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾

病、傷害および死因統計分類提要ICD—10（2003年版）準拠」によるものとします。

分類項目（基本分類コード）

コレラ（A00）、腸チフス（A01.0）、パラチフスA（A01.1）、細菌性赤痢（A03）、腸管出血性大腸菌感染症（A04.3）、ペスト（A20）、ジフテリア（A36）、急性灰白髄炎＜ポリオ＞（A80）、ラッサ熱（A96.2）、クリミヤ・コンゴ＜Crimean-Congo＞出血熱（A98.0）、マールブルグ＜Marburg＞ウイルス病（A98.3）、エボラ＜Ebola＞ウイルス病（A98.4）、痘瘡（B03）、重症急性呼吸器症候群〔SARS〕（ただし、病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限り）（U04）

（注）新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に定める新型コロナウイルス感染症を含めます。

【障害給付金】【災害入院給付金】

お支払事由	お支払額	受取人
この特約の保険期間中の不慮の事故を原因として事故の日から180日以内、かつ保険期間中に給付割合表のいずれかの身体障害に該当したか、入院を開始した場合	障害給付金額 または 災害入院給付金額	被保険者

- ・災害入院給付金のお支払いは、同一の不慮の事故について通算して120日をもって限度とします。同一の不慮の事故によって2回以上入院した場合には、その事故の日から起算して180日以内に開始した各入院について、入院日数を合算します。なお、災害入院給付金については、日本における病院または診療所およびこれと同等の日本国外の医療施設に入院することを条件とします。
- ・「入院」とは、医師の治療が必要でありかつ自宅等での治療が困難なため病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

 **つぎの場合には、保険金・給付金のお支払いはできません。（すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります）**

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります）
- 契約者もしくは被保険者に保険金・給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が保険金・給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に

該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 など

1. 死亡保険金

- ①被保険者が加入日（＊）から1年以内に自殺したとき（ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります）
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

2. 高度障害保険金

- ①被保険者の故意によるとき
- ②契約者または高度障害保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

3. 災害保険金・障害給付金・災害入院給付金

- ①契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
- ②災害保険金の受取人の故意または重大な過失によるとき
- ③被保険者の犯罪行為、精神障害の状態を原因とする事故、泥酔の状態を原因とする事故、被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故、および被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- ④地震、噴火、津波または戦争その他の変乱によるとき（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります）

給付割合表（災害保障特約の災害保険金に対して）

等級	身体障害の程度	給付割合
第2級	8.1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9.10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10.1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11.両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12.1眼の視力を全く永久に失ったもの 13.1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14.1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15.1手の5手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで4手指を失ったもの 16.10足指を失ったもの 17.脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%

第4級	18.両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19.言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20.中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21.1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22.1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23.1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24.1手の第1指（母指）および第2指（示指）を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25.1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26.10足指の用を全く永久に失ったもの 27.1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28.1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29.1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30.1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）を失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指を失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の3手指を失ったもの 31.1手の第1指（母指）および第2指（示指）の用を全く永久に失ったもの 32.1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33.両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34.1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35.鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36.脊柱（頸椎を除く）に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37.1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38.1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39.1下肢が永久に3センチ以上短縮したもの 40.1手の第1指（母指）もしくは第2指（示指）の用を全く永久に失ったか、第1指（母指）もしくは第2指（示指）を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指（母指）および第2指（示指）以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41.1手の第1指（母指）および第2指（示指）以外の1手指または2手指を失ったもの 42.1足の第1指（母指）または他の4足指を失ったもの 43.1足の第1指（母指）を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

第1級は高度障害条項（7項目）です

～ 普通傷害部分 ～ 普通傷害保険のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を確認の上、ご参照ください。

I

普通傷害保険の補償内容は次のとおりです。

普通傷害保険は、保険期間中に発生した「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「傷害」を補償する保険です。病気や病気を原因とする傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

※「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます（死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます）。

【死亡保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額（既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額）

【後遺障害保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、事故の発生日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%（保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度）

【入院保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数（事故の発生日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、かつ事故の日からその日を含めて180日*が限度）

【手術保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
事故の発生日からその日を含めて180日*以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合（ただし1事故につき手術1回が限度）	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率（入院外の手術5倍・入院中の手術10倍）を乗じた額

【通院保険金】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、通院（往診を含みます。）し、医師の治療を受けた場合	通院保険金日額×通院日数（事故の発生日からその日を含めて180日以内の通院のうち90日が限度）

⚠ ご注意

- ・ご加入の制度・コースにおいて、保険金額が設定されている種類の保険金について、補償の対象となります。保険金額の設定がされていない保険金については補償の対象となっておりません。保険金額については、制度概要部分をご確認ください。
- ・入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- ・傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します（鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません）。
- ・柔道整復師（接骨院、整骨院等）への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行い、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- ・医師の指示がなく本人の判断（痛いという自覚症状等）だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- ・被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの（胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。）を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
 - ※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分（ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限ります。） 3. 肋骨・胸骨（ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限ります。）
- ・既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- ・手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
- ・入院保険金および手術保険金支払日数延長特約がセットされている場合は、その型に応じて、入院保険金および手術保険金の「保険金をお支払いする場合」と「お支払いする保険金」欄記載の「180日*」を「365日」または「730日」に読み替えてください。
- ・死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。上記以外の保険金受取人は被保険者本人となります。
- ・死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時に

お払込みいただきます。

II

次の場合には、保険金のお支払いはできません。

●保険金をお支払いできない主な場合

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②自殺行為、闘争行為による傷害
- ③脳疾患・疾病・心神喪失による傷害
- ④法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- ⑤妊娠・出産・早産・流産による傷害
- ⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故
- ⑦戦争・暴動（テロ行為を除く）による事故
- ⑧頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見（理学的検査、神経学的検査、画像検査等によって認められる異常所見）のないもの
- ⑨山岳登山（ビッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング）やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- ⑩自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故
- ⑪告知義務違反によりご契約が解除された場合

など

※⑥については、天災補償特約がセットされている場合、補償の対象となります。

＜重大事由による解除について＞

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

～生活保障部分～ 普通傷害保険(青年アクティブ型)のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を
確認の上、ご参照ください。

I 普通傷害保険(青年アクティブ型)の 補償内容は次のとおりです。

普通傷害保険(青年アクティブ型)は、保険期間中に発生した「急激かつ偶然な外来の事故」によって被った「傷害」、保険期間中に発生した偶然な事故によって携行品について生じた「損害」または日常生活における法律上の「賠償責任」などに対して保険金をお支払いする保険です。

※「急激かつ偶然な外来の事故」による「傷害」とは、転倒、落下、衝突などに代表される、突発的で外的なアクシデントにより身体各部位に生じた「傷害」をいい、有毒ガスまたは有毒物質による中毒症状を含みます(死亡保険金以外については、熱中症および細菌性・ウイルス性食中毒も含みます)。

[死亡保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (既に支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払った金額を差し引いた残額)

[後遺障害保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に所定の後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100% (保険期間を通じて死亡・後遺障害保険金額が限度)

[入院保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、入院した場合	入院保険金日額×入院日数 (事故の発生の日からその日を含めて180日以内に開始した入院で、かつ事故の日からその日を含めて180日が限度)

[手術保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
事故の発生の日からその日を含めて180日以内に傷害の治療のために所定の手術を受けた場合 (ただし1事故につき手術1回が限度)	入院保険金日額に手術の状況に応じた倍率(入院外の手術5倍・入院中の手術10倍)を乗じた額

[通院保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
傷害により、通院(往診を含みます。)し、医師の治療を受	通院保険金日額×通院日数 (事故の発生の日からその日

けた場合	を含めて180日以内の通院のうち90日が限度)
------	-------------------------

[携行品損害保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
被保険者が所有している身の回り品について、自宅の敷地外で携行していたときに、偶然な事故によって損害が発生した場合	損害物の時価額を基準にして算定した損害額の合計から3,000円を差し引いた額 (乗車券や通貨等は損害額合計で5万円、その他は1個、1組、1対について損害額10万円が限度。また、保険期間を通じて合計で携行品損害保険金額が限度)

[賠償責任保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の財物を壊してしまったり、日本国内で電車等を運行不能にさせたりして法律上の損害賠償責任を負った場合 ●被保険者である本人が居住する住宅の所有、使用、管理に起因する事故 ●日常生活に起因する事故	被害者に支払うべき損害賠償金の額 (一事故について賠償責任保険金額が限度) ※国内示談交渉サービス付

[レンタル用品賠償責任保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
日本国内でレンタル業者より賃借(期間6ヵ月以内)したものが、損壊したり盗取されたことにより、レンタル業者に対して法律上の賠償責任を負った場合	支払うべき損害賠償金の額(損害物の時価額限度)から3,000円または損害賠償金の20%の額のうち高い方を差し引いた額(保険期間を通じてレンタル用品賠償責任保険金額が限度)

[キャンセル費用保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
被保険者やその配偶者または1親等以内の親族が死亡または入院したことにより、被保険者が予約していたサービス*をキャンセルし、キャンセル費用を負担した場合 *入院開始もしくは死亡の日から31日以内に受ける予定であった旅行・興行・宿泊・パーティー等のサービスを指します。	キャンセル費用の額から1,000円またはキャンセル費用の20%の額のうち高い方を差し引いた額(保険期間を通じてキャンセル費用保険金額が限度)

[救援者費用等保険金]

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金
被保険者が下記の事由に該当し、保険契約者、被保険者または被保険者の親族が負担する費用が発生した場合 ●航空機や船舶の行方不明、遭難 ●事故により緊急な捜索・救援活動が必要だと警察が確認した場合 ●自宅外でケガをして事故の日から180日以内に死亡したり14日以上継続入院した場合	・捜索救助費用 ・現地への交通費(2名分限度) ・現地宿泊料(2名分かつ1人14日分限度) ・現地からの移送費 ・諸雑費(20万円まで。ただし国内の場合は3万円まで) (保険期間を通じて救援者費用等保険金額が限度)

⚠ ご注意

- ご加入の制度・コースにおいて、保険金額が設定されている種類の保険金について、補償の対象となります。保険金額の設定がされていない保険金については補償の対象となっておりません。保険金額については、制度概要部分をご確認ください。
- 入院保険金および通院保険金の支払を受けられる期間中にさらに保険金の支払を受けられる他の傷害を被ったとしても、重複しては入院保険金および通院保険金を支払いません。
- 傷害保険では、医師が必要であると認め、医師が行う治療を受けることが保険金支払の条件となります。医師とは、医師法でいう医師を指します(鍼灸・マッサージ・指圧・整体・柔道整復師等の医業類似行為は医師の治療には該当しません)。
- 柔道整復師(接骨院、整骨院等)への通院は、医師による診断が骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の場合に限り、傷害の部位や程度に応じて認定を行い、保険金をお支払いします。ただし、ご申告の傷病名を裏付ける明らかな事故があり、医学上妥当な通院回数であれば、医師への受診がなくても保険金をお支払いする場合があります。
- 医師の指示がなく本人の判断(痛いという自覚症状等)だけで通院を続ける場合などは、通院の事実があったとしても、お支払いの対象とはなりません。また、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは通院に含まれません。
- 被保険者が通院しない場合においても、骨折・脱臼・靱帯損傷等の傷害を被った特定の部位*を固定するために、医師の指示により、ギプス・ギプスシーネ・ギプスシャーレ・シーネその他これらと同程度に固定することができるもの(胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、サポーター等は含みません。)を常時装着したときには、その日数について通院をしたものとみなして通院保険金をお支払いします。
※ 1. 長管骨または脊柱 2. 長管骨に接続する上肢または下肢の3大関節部分(ただし、長管骨を含めギプス等を装着した場合に限りです。) 3. 肋骨・胸骨(ただし、体幹部にギプス等を装着した場合に限りです。)
- 既往の疾病や障害等の影響があったと判断される場合は、その影響がなかった場合に相当する金額のお支払いとなります。
- 手術とは、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料が算定される手術等をいいます。ただし、創傷処理・皮膚切開術・デブリードマン・骨または関節の非観

- 血的または徒手的な整復術、整復固定術および授動術・抜歯手術はお支払対象になりません。
 - 携行品損害保険金やレンタル用品賠償責任保険金で盗難によるご請求をされるときは、警察への盗難届が必要となります。
 - 携行品損害保険金、レンタル用品賠償責任保険金における時価額とは、事故日時点で同等品を再取得した場合の金額から使用期間に応じた消耗分を差し引いた金額(現在の価値)のことです。
 - 携行品損害保険金、賠償責任保険金、レンタル用品賠償責任保険金、キャンセル費用保険金、救援者費用等保険金について、他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。なお、被保険者またはそのご家族が既に同種の保険商品等をご契約されている場合、補償が重複することがありますのでご注意ください。
 - 賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめてください。事前の相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。
 - 死亡保険金受取人は原則として法定相続人です。特に死亡保険金受取人を指定する場合は団体窓口までお申し出ください。救援者費用等保険金の保険金受取人は被保険者または費用負担者となります。上記以外の保険金受取人は被保険者本人となります。
 - 死亡保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。
- ※賠償責任保険金において、日本国内で発生したお支払対象となる賠償事故については示談交渉サービスが利用できます。ただし、相手方の同意が得られない場合、損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合、被保険者に損害賠償責任がない場合等は、示談交渉サービスを利用できません。

II 次の場合には、保険金のお支払いは できません。

●保険金をお支払いできない主な場合

[共通]

- ①戦争、暴動(テロ行為を除く)による事故
- ②告知義務違反によりご契約が解除された場合
- ③その他、法令等によりお支払いできない場合など

[死亡保険金・後遺障害保険金・入院保険金・手術保険金・通院保険金]

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②自殺行為、闘争行為による傷害
- ③脳疾患・疾病・心神喪失による傷害
- ④法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による傷害
- ⑤妊娠・出産・早産・流産による傷害
- ⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故
- ⑦山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハンググライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- ⑧自動車等・モーターボートなどの乗用具による競技等または競技場等でこれらに準じた行為を行っている間の事故
- ⑨頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足る医学的他覚所見(理学的検査、神経学的検査、画像検査等によっ

で認められる異常所見)のないもの

など

※⑥については、天災補償特約がセットされている場合、補償の対象となります。

【携行品損害保険金】

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②置き忘れまたは紛失
- ③有価証券、自転車・ハングライダー・自動車等およびこれらの付属品、コンタクトレンズなどに生じた損害
- ④塗料のはがれ、キズ等単なる外観の損傷
- ⑤自然の消耗、さび、かび、ねずみ食い
- ⑥自殺行為・闘争行為による損害
- ⑦地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

【賠償責任保険金】

- ①保険契約者、被保険者の故意による事故
- ②仕事上の事故
- ③同居の親族に対する賠償責任
- ④船舶や自動車などの所有、使用または管理に起因する事故
- ⑤他人から借りた物または預かった物に対して損害を与えた場合
- ⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

【レンタル用品賠償責任保険金】

- ①保険契約者、被保険者の故意による事故
- ②職務の用に供されている間の損壊・盗取
- ③自動車、不動産、通貨、有価証券、貴金属など
- ④レンタル用品を返還した後に発見された損壊または一部盗取
- ⑤レンタル用品の置き忘れ、紛失
- ⑥山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動の用具
- ⑦自殺行為・闘争行為による事故
- ⑧地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

【キャンセル費用保険金】

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②予約日や提供日が明確でないサービス
- ③職務遂行に係るサービス
- ④妊娠、出産、早産、流産による入院
- ⑤自殺行為・闘争行為による事故
- ⑥地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

【救援者費用等保険金】

- ①保険契約者、被保険者、保険金受取人の故意または重大な過失による事故
- ②頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛等で医学的他覚所見(検査等によって認められる異常所見)のないもの
- ③山岳登山(ピッケル等の登山用具を使用するもの、ロッククライミング、フリークライミング)やハングライダー搭乗などの危険な運動中の事故
- ④妊娠・出産・早産・流産による事故
- ⑤法令に定める酒気帯び運転、無免許運転による事故
- ⑥自殺行為・闘争行為による事故
- ⑦地震・噴火またはこれらによる津波による事故

など

＜重大事由による解除について＞

保険金を取得する目的で事故を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した普通傷害保険(青年アクティブ型)契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

～医療保障保険(基本プラン)～ (医療保障保険(団体型))のお取扱いについて

保険金等のお支払いに関する約款規定については引受保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/product/demand/contract/index.html>)をご覧ください。
なお、上記ホームページアドレスは、パンフレット作成時点のものを記載しており、今後変更の可能性があります。

(*)保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

I 医療保障保険(団体型)について

◆被保険者が次のお支払事由に該当された場合に、給付金または保険金をお支払いします。

【入院給付金】

お支払事由(支払限度)	お支払額
保険期間中に治療を目的として2日以上継続して入院したとき(1入院124日分通算700日分限度)	入院給付金日額×入院日数

【死亡保険金】

お支払事由	お支払額
保険期間中に死亡したとき	死亡保険金額

- ・家族特約にご加入されている場合、配偶者やこどもも、入院給付金・死亡保険金の給付が受けられます。
- ・当社の職員または当社で委託した確認担当者が、保険金・給付金のご請求の際、ご請求内容等について確認する場合があります。

II 入院給付金について

◆入院給付金の支払事由に該当する入院は、同一の不慮の事故による傷害または疾病による保険期間中の入院日数が継続して2日以上となった入院であることを要します。
(注)分娩のための入院は、当社が異常分娩と認めた場合に限り、給付金支払の対象となります。

◆入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

◆入院とは、次のすべての条件を満たすことを必要とします。

- (1)加入日(*)以後に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であること。
(注)被保険者がこの保険契約の更新後に、加入日(*)前に発生した不慮の事故による傷害または発病した疾病を直接の原因として入院した場合でも、加入日(*)から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院は被保険者についての加入日(*)以後の原因によるものとみなします。
- (2)傷害または疾病の治療を目的とする入院であること。医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含む)による治療(柔道整復師による施術を含む)が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念する入院であることとします。
(注)薬物依存(モルヒネ、コカイン中毒等)、治療処置を伴わない人間ドック検査、美容上の処置、疾病を直接の

原因としない不妊手術等による入院は、「治療を目的とする入院」に該当しません。

(3)「病院または診療所」とは次のいずれかに該当したものとします。

- ①医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます)
- ②①の場合と同等の日本国外にある医療施設

■入院給付金の支払いに関する補足

●2回以上入院された場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病が同一かまたは医学上重要な関係があると当社が認めたときは、1回の入院とみなします。ただし、各々の給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して180日経過後に開始した入院については新たな入院とみなします。

●1回の入院の原因が複数である場合

入院給付金の支払事由に該当する入院を開始したときまたは入院中に次のいずれかの事由に該当した場合には、その入院開始の直接の原因となった不慮の事故による傷害または疾病により、継続して入院したものとみなします。
①その入院開始の直接の原因となった不慮の事故と異なる不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき、または疾病を併発していたとき、もしくは併発したとき
②その入院開始の直接の原因となった疾病と異なる疾病を併発していたときもしくは併発したとき、または不慮の事故による傷害を生じていたときもしくは生じたとき

●転入院または再入院された場合

転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、当社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。

●入院中に保険期間が満了した場合

入院給付金の支払事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分が更新されない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。この場合の入院給付金日額は、保険契約の満了した日のそれと同額とします。

 つぎのような場合には、給付金・保険金のお支払いはできません。(すでにお払込みいただいた保険料についてもお返しできないことがあります)

- 告知していただいた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき
- 保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき
- 契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき(告知義務違反の態様が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、1年経過後にも取消しとなる場合があります)

- 契約者もしくは被保険者に給付金・保険金の不法取得目的があって、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき
- 契約者、被保険者または受取人が給付金・保険金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 など

1. 入院給付金

- ①契約者、その被保険者またはその給付金受取人の故意または重大な過失
- ②その被保険者の犯罪行為
- ③その被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
- ④その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- ⑤その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に発生した事故
- ⑥その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に発生した事故
- ⑦その被保険者の薬物依存
- ⑧地震、噴火、津波または戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

2. 死亡保険金

- ①その被保険者についての加入日(※)から起算してその被保険者の1年以内の自殺によるとき
(ただし、精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときなどは、死亡保険金をお支払いする場合もあります)
- ②契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- ③戦争その他の変乱(ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります)

用いることはありません。

また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する登録事項については、当社(明治安田生命保険相互会社)が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、個人情報の保護に関する法律に遵守した対応がされずに登録事項が取扱われている場合、当社の定める手続に従い、利用停止あるいは第三者への提供の停止を求めることができます。上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター(電話0120-662-332)にお問い合わせください。

【登録事項】

- (1)被保険者の氏名、生年月日および性別
 - (2)保険契約の種類(医療保障保険(団体型・個人型))
 - (3)治療給付率
 - (4)入院給付金日額
 - (5)保険契約の種類が医療保障保険(団体型)の場合、ご契約者名
 - (6)保険契約の種類が医療保障保険(個人型)の場合、ご契約者の住所(市・区・郡までとします)
 - (7)契約日
- その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ(<https://www.seiho.or.jp/>)の「加盟会社」をご参照ください。



契約内容登録制度について

「あなたのご契約内容が登録されます」(医療保障保険契約内容登録制度)

当社は、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社(以下「各生命保険会社等」といいます)とともに、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。

医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、医療保障保険(団体型・個人型)契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険(団体型・個人型)契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。

一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険(団体型・個人型)契約のお申込みがあった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とさせていただきますために利用されることがあります。

なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険(団体型・個人型)契約の消滅時までとします。

各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険(団体型・個人型)契約のお引受けの判断の参考とする以外に

～医療保障保険(αプラン)～ 医療保険のお取扱いについて

ご加入の制度、コース内容を確認の上、ご参照ください。

I 医療保険の補償内容は次のとおりです。

医療保険は、保険期間中に発生した事故による傷害または発病した疾病を原因とし、かつ保険期間中に保険金のお支払事由に該当したときに限り入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金をお支払いする保険です。なお、保険期間満了後の入院・手術、保険期間満了後に開始した要介護状態についてはお支払いの対象となりません。

【三大疾病入院保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
三大疾病で入院したとき	1日につき入院保険金日額(限度なし)

【糖尿病・高血圧入院保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
糖尿病・高血圧性疾患で入院したとき	1日につき入院保険金日額(1入院365日分限度、通算700日分限度)

【腎臓病・肝臓病入院保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
腎臓病・肝臓病で入院したとき	1日につき入院保険金日額(1入院365日分限度、通算700日分限度)

【女性疾病入院保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
女性疾病で入院したとき	1日につき入院保険金日額(1入院365日分限度、通算700日分限度)

【傷害手術保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
傷害により所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【疾病手術保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
疾病により所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【三大疾病手術保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
三大疾病で所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【糖尿病・高血圧手術保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
糖尿病・高血圧性疾患で所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【腎臓病・肝臓病手術保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
腎臓病・肝臓病で所定の手術を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【女性疾病手術保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
女性疾病で所定の手術を受けたとき 女性が特定障害で所定の形成術等を受けたとき	手術の種類に応じて、手術基準日額の10倍、20倍、40倍(お支払回数限度はありません。ただし、一部制限を設けている手術の種類があります。)

【介護保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
所定の要介護状態になったとき	介護保険金額(1回を限度とします)

【親介護保険金】

保険金のお支払事由	お支払額
親が所定の要介護状態になったとき	親介護保険金額(1回を限度とします)

※ご加入の制度やコースにおいて、保険金額が設定されている種類の保険金について、補償の対象となります。保険金額の設定がされていない保険金については、補償の対象となりません。保険金額については制度概要部分をご確認ください。

●保険金のお支払い

・保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害の治療を目的とした入院・手術等はお支払の対象となりません(注)。

ただし、初年度契約の保険期間開始時からその日を含めて1年以上経過してからの疾病による入院・手術等につきましては保険金をお支払いいたします。

（注）したがって、保険期間開始時より前に発病した疾病または発生した事故による傷害について、正しく告知して契約した場合であっても、保険金支払の対象外となることがあります。

・お支払いする保険金の額は、保険金支払事由の原因が発生した時からその日を含めて1年を経過した後に保険金支払事由が新たに生じた場合を除き、次のいずれか低い額とします。

①保険金支払事由の原因が発生した時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

②保険金支払事由が新たに生じた時の保険金の支払条件により算出された保険金の額

・被保険者が転入院または再入院をした場合、転入院または再入院を証する書類があるときは継続した1回の入院とみなします。

・被保険者が入院保険金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった傷害もしくは疾病が同一かまたは医学上重要な関係があるときは、1回の入院とみなします。ただし、最終の入院の退院日の翌日からその日を含めて180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

・被保険者が、所定の手術を受けた場合に、手術保険金をお支払します。ただし、骨折時に埋め込んだ金具を抜く手術（抜釘術）や単なる皮膚の縫合術などは、手術保険金のお支払対象になりません。

・同一の特约について、同時に2種類以上の手術を受けた場合には、もっとも倍率の高いいずれか1種類の手術に対して手術保険金をお支払します。

・保険金受取人は被保険者本人になります。

・介護保険金・親介護保険金のお支払いにあたり、年額保険料の払込みが完了していない場合には、未払込保険料の全額を一時にお払込みいただけます。

・詳細は約款の規定によります。

お支払対象となる疾病・傷害、三大疾病、糖尿病・高血圧性疾患、腎臓病・肝臓病、女性疾病、手術および倍率、要介護状態等の詳細については、引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

なお、引受損害保険会社のホームページには、約款の掲載に加え「お問い合わせ窓口」⇒「よくあるご質問」欄に主なお支払に関するQ＆Aが掲載されています。

●三大疾病入院保険金および三大疾病手術保険金における三大疾病（がん、急性心筋梗塞、脳卒中）には、次のような事例があります。

悪性新生物・上皮内新生物（がん・上皮内がん）
1.口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2.消化器の悪性新生物 3.呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4.骨および関節軟骨の悪性新生物 5.皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物 6.中皮および軟部組織の悪性新生物 7.乳房の悪性新生物 8.女性生殖器の悪性新生物 9.男性生殖器の悪性新生物 10.腎尿路の悪性新生物 11.眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物 12.甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13.部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14.リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物

15.独立した（原発性）多部位の悪性新生物 16.上皮内新生物 17.真正赤血球増加症＜多血症＞、骨髓異形成症候群、慢性骨髄増殖性疾患、本態性（出血性）血小板血症 18.ランゲルハンス細胞組織球症

急性心筋梗塞
19.急性心筋梗塞 20.再発性心筋梗塞 21.急性心筋梗塞の続発合併症
脳卒中
22.くも膜下出血 23.脳内出血 24.脳梗塞 25.くも膜下出血の続発・後遺症 26.脳内出血の続発・後遺症 27.脳梗塞の続発・後遺症

※対象となる三大疾病を直接の医学的原因とする続発症、合併症、後遺症を含みます。

●糖尿病・高血圧入院保険金および糖尿病・高血圧手術保険金における糖尿病、高血圧性疾患の範囲は次のとおりです。

糖尿病
1.糖尿病
高血圧性疾患
2.高血圧性疾患

●腎臓病・肝臓病入院保険金および腎臓病・肝臓病手術保険金における腎臓病、肝臓病の範囲は次のとおりです。

腎臓病
1.糸球体疾患 2.腎尿細管間質性疾患 3.腎不全 4.尿路結石症 5.腎および尿管のその他の障害
肝臓病
6.ウイルス肝炎 7.肝疾患

●女性疾病入院保険金および女性疾病手術保険金における女性疾病の範囲は次のとおりです。

悪性新生物
1.乳房の悪性新生物 2.女性生殖器の悪性新生物
乳房および女性生殖器の疾患
3.乳房の障害 4.女性骨盤臓器の炎症性疾患 5.女性生殖器の非炎症性障害 6.女性生殖器の先天奇形
妊娠、分娩および産褥の合併症
7.流産に終わった妊娠 8.妊娠、分娩および産褥における浮腫、蛋白尿および高血圧性障害 9.主として妊娠に関連するその他の母体障害 10.胎児および羊膜腔に関連する母体ケアならびに予想される分娩の諸問題 11.分娩の合併症

12.分娩（自然頭位分娩、自然分娩、単胎自然分娩は除く） 13.主として産褥に関連する合併症 14.その他の産科的病態、他には分類されないもの

乳房または女性生殖器の良性新生物、性状不詳または不明の新生物
15.乳房の良性新生物 16.子宮平滑筋腫 17.子宮その他の良性新生物 18.卵巣の良性新生物 19.その他および部位不明の女性生殖器の良性新生物 20.女性生殖器の性状不詳または不明の新生物 21.乳房の性状不詳または不明の新生物

●女性疾病手術保険金における特定障害の治療を直接の目的とする形成術等は次のとおりです。

はんこん 癬瘡の原因となった傷害または疾病
1.癬瘡に対する植皮術 2.癬瘡形成術（非観血手術を除く）
足指の後天性変形
3.足指の後天性変形に対する形成術（非観血手術を除く）
乳房切除の原因となった傷害または疾病
4.乳房切除術（生検を除く）

●介護保険金および親介護保険金における所定の要介護状態は次のとおりです。

- ①公的介護保険要介護2以上の認定がなされた場合
②保険期間中に以下の状態となり、その状態が保険期間中に90日を超えて継続した場合

寝たきりにより介護が必要な状態
終日就床（介護なしでは終日ベッド周辺での生活に限定される状態をいいます。）しており、かつ、次のいずれにも該当する状態をいいます。 イ. 歩行の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること ロ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること（イ）食事（ロ）排せつ（ハ）入浴（ニ）衣類の着脱

認知症により介護が必要な状態
認知症（正常に発達した知的機能が、脳内に後天的に生じた器質的な病変または損傷により、全般的かつ持続的に低下することをいいます。）であり、かつ、認知症により次のいずれかに該当する状態をいいます。 イ. 次のいずれかの行為の際に、補助用具（義手、義足、車いす等をいいます。）を用いても、所定の介護を必要とする状態にあるために、常に他人の介護が必要であること（イ）歩行（ロ）食事（ハ）排せつ（ニ）入浴（ホ）衣類の着脱 ロ. 次に掲げる通常の日常生活を逸脱したいずれかの問題行動またはそれらと同程度の介護を必要とする問題行動があるために、常に他人の介護が必要であること（イ）徘徊をする、または迷子になる。（ロ）過食、拒食または異食する。（ハ）所かまわず排せつをする、または弄便等の不潔行為をする。（ニ）乱暴行為または破壊行為をする。（ホ）興奮し騒ぎ立てる。（ヘ）火の不始末をする。（ト）物を盗む、またはむやみに物を集める。

Ⅱ	次の場合には、保険金のお支払いはできません。
---	------------------------

●入院保険金・手術保険金をお支払いできない主な場合（三大疾病入院保険金・三大疾病手術保険金を除きます。）

- ①被保険者の故意または重大な過失
②被保険者の犯罪行為
③被保険者の精神障害の状態を原因とする事故
④被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
⑤被保険者が法令に定める運転資格をもたないで運転をしている間に生じた事故
⑥被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
⑦被保険者の薬物依存（傷害手術保険金を除きます。）
⑧地震、噴火または津波
⑨戦争その他の変乱

ただし、⑧⑨については、その程度によりお支払いする場合があります。

●介護保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
②被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
③被保険者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
④被保険者の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。

●親介護保険金をお支払いできない主な場合

- ①被保険者の故意または重大な過失
②被保険者の親の故意または重大な過失
③被保険者の親の自殺行為、犯罪行為または闘争行為
④被保険者の親が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または法令に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故
⑤被保険者の親の麻薬、あへん、大麻または覚せい剤等の使用、アルコール依存、薬物依存または薬物乱用。ただし、治療を目的とした使用による場合を除きます。

ただし、②③④については、親介護保険金を支払わないのはその被保険者の親に生じた要介護状態に限りです。

なお、告知義務違反によりご契約が解除された場合は、入院保険金・手術保険金・介護保険金・親介護保険金のお支払いができません。

＜重大事由による解除について＞

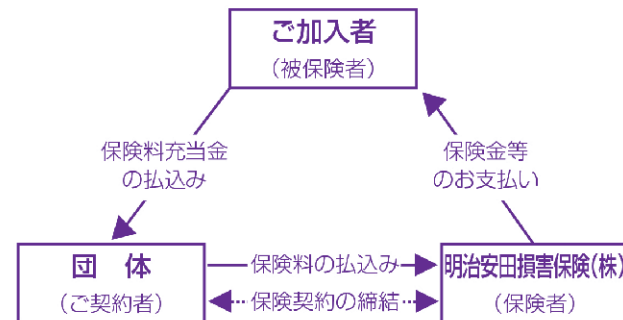
保険金を取得する目的で保険金支払事由を故意に起こした場合や、保険金の請求について詐欺を行った場合、または暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合など、保険会社との間の信頼関係を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由が生じた場合は、ご契約のその被保険者（保険の対象となる方）に対する部分が解除されたり、保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ（<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>）をご覧ください。

損害保険商品について (対象商品:「普通傷害部分」「生活保障部分」「医療保障保険(αプラン)」)

I ご契約の形態について

ご契約者は団体であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、契約内容の変更などについて明治安田損害保険(株)と団体(ご契約者)との取り決めにより一部お取扱いできない事項があります。



【お取扱できない事項の例】

- 保険期間中の保険金額の増額・減額
 - 保険期間の変更
 - 保険料の払込方法の変更
- など

II 告知の大切さに関するご案内

告知の大切さについて、ご確認ください。

- 保険制度は多数の人々が保険料を出しあって相互に補償しあう制度です。したがって、初めから健康状態の悪い人が他の人と同じ条件でご契約されますと保険料負担の公平性が保たれません。このため、ご加入（増額）時には重要な事項を正しく申し出ていただく義務（告知義務）があります。
- ご加入（増額）の申込みにあたっては、現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容について、必ずご確認ください。現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等「加入申込書兼告知書」に記載された告知内容に該当しない場合は、お申込みいただくことはできません。
- 現在の就業状態や健康状態、過去の傷病歴等に関する告知内容が事実と相違する場合には、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内であれば、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。また、保険期間開始時*から1年を経過していても、保険期間開始時*からその日を含めて1年以内に、保険金の支払事由が生じていた場合は、ご契約（増額部分）が解除されることがあります。
※継続契約の場合は、初年度契約の保険期間開始時をいいます。ただし、継続前契約に比べて増額した場合は、増額した継続契約の保険期間開始時をいい、増額部分について同様に取り扱います。
- ご契約（増額部分）が解除された場合には、保険金の支払事由が生じていても、保険金をお支払いすることはできません。ただし、「保険金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」に因果関係がなければ、保険金をお支払いします。
- ご加入後、または保険金のご請求の際、告知内容についてご確認させていただく場合があります。

- 現在ご加入の他のご契約を解約、減額等をすることを前提に、ご加入(増額)のお申込みをされる場合は、あらたに告知していただきます。
- 新たなご加入(増額)の責任開始期前の発病などは保険金をお受け取りいただけない場合があります。特に親介護特約については、対象となる方の現在の健康状態等について必ずご確認ください。
- 告知内容についてご不明な点がある場合や、告知すべき内容を後日思い出された場合には、取扱代理店または団体保険ご照会窓口(0120-661-320、受付時間：平日(土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く)9：00～17：00)までご連絡ください。

明治安田損害保険株式会社

III 保険金のご請求について

事故や保険金のお支払い事由が発生したときは、事故や保険金のお支払い事由の発生の日からその日を含めて30日以内に団体窓口または明治安田損害保険(株)へお知らせください。正当な理由がなく通知が遅れた場合は、保険金を全額お支払いできないことがあります。

<代理請求制度について>

ご加入者(被保険者)に保険金を請求できない事情がある場合
で、かつ、ご加入者の代理人がいなときは、次の方のいずれかが、
ご加入者の代理人として保険金を請求することができます。^(注)

- ① ご加入者と同居または生計を共にする配偶者(法律上の配偶者に限ります。)
- ② 上記①の方がいない場合または上記①の方に保険金を請求できない事情がある場合、ご加入者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③ 上記①および②の方がいない場合または上記①および②の方に保険金を請求できない事情がある場合、上記①以外の配偶者(法律上の配偶者に限ります。)または上記②以外の3親等内の親族

※代理人となりうる上記の方に、ご契約内容および代理請求制度についてお伝えください。

IV 個人情報の取扱いについて

＜契約者と引受損害保険会社からのお知らせ＞

この保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報<氏名、性別、生年月日、健康状態等>(以下、「個人情報」といいます。)を取り扱い、契約者が保険契約を締結する引受損害保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。契約者は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続のため使用いたします。引受損害保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、関連する会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、その他保険に関連・付随する業務のため利用(注)し、また、必要に応じて、契約者、明治安田生命保険相互会社、取扱代理店、他の損害保険会社および再保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き契約者および引受損害保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

記載の引受損害保険会社は、今後、変更する場合がありますが、その場合、個人情報に変更後の引受損害保険会社に提供されます。
(注)保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

なお、明治安田損害保険株式会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご参照ください。

ー死亡保険金受取人および指定代理請求者の指定に際しご留意
くださいー

指定された死亡保険金受取人および指定代理請求者の個人情報については、上記の加入対象者(被保険者)の個人情報と同様に取り扱われますので、お申込みにあたっては、死亡保険金受取人および指定代理請求者に対する旨をご説明いただき、個人情報の取扱いについての同意を取得してください。

V 保険会社破綻時等の取扱いについて

【普通傷害保険、普通傷害保険（青年アクティブ型）、普通傷害保険（総合補償型）、傷害総合保険、家族傷害保険のお取扱いについて】
引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、破綻保険会社の支払停止から3ヵ月間が経過するまでに発生した保険事故による保険金は100%、それ以外の保険金、返れい金等は原則として80%まで補償されます。

【所得補償保険、団体長期障害所得補償保険、医療保険のお取扱いについて】

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となり、保険金、返れい金等は原則として90%まで補償されます。

契約概要・注意喚起情報【生命保険】

グループ保険（災害保障特約付子ども特約付子ども災害保障特約付年金払特約付半年払保険料併用特約付

団体定期保険）

医療保障保険（基本プラン）（短期入院特約付家族特約付医療保障保険（団体型））

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、保障内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込み（新規加入・増額）ください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方のために、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・保障内容・保険料・保険金等のお支払い（支払事由）

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	保障内容 保険料	支払事由
団体定期保険	P3	P19	P5	P23
医療保障保険 （団体型）	P4	P21	P13	P30

③ 配当金

団体定期保険、医療保障保険（団体型）は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しします。

④ 脱退による返戻金

団体定期保険、医療保障保険（団体型）は、脱退（解約）による返戻金はありません。

⑤ 引受保険会社（事務幹事会社）

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※ただし、団体定期保険は本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受金額により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更されることがあります。

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。

① お申込みの撤回（クーリング・オフ制度）

この保険は、団体を契約者とする保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期（加入日*）前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

② 告知に関する重要事項

■現在および過去の健康状態などについて、ありのままにお知らせいただくことを告知といいます。申込書兼告知書で当社がおたずねすることについて、事実のありのままを、正確にもれなくご確認いただき、お申込みください。

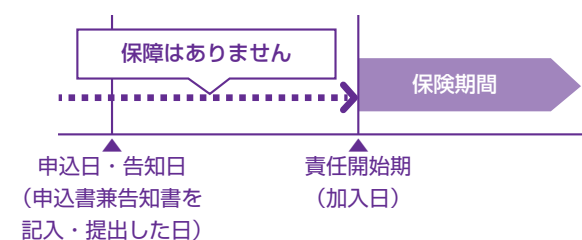
■企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、申込書兼告知書における告知内容をご確認のうえ、お申込みください。

■正しく告知をいただけない場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除され保険金をお支払いできないこともあります。

③ 責任開始期（加入日*）

■ご提出された申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、本パンフレット記載の保険期間の始期からご契約上の責任を負います。この保障が初めて開始する日を責任開始期（加入日*）といいます。次の図のとおり、責任開始期（加入日*）は申込日・告知日（申込書兼告知書を記入・提出した日）とは異なります。

新規加入の例

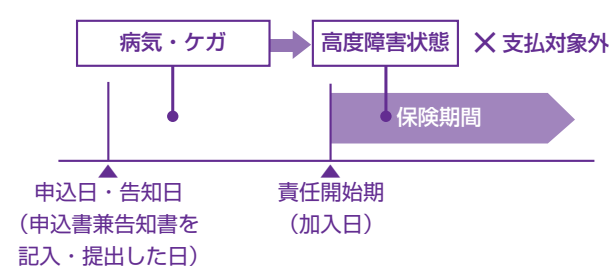


■ご契約者である企業・団体の社員・職員、または保険会社の職員等には保険へのご加入を承諾し、責任を開始させるような代理権がありません。

④ 保険金等をお支払いできない主な場合

■**責任開始期（加入日*）前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金等をお支払いできません。**

高度障害保険金の例



■責任開始期（加入日*）から起算して所定の期間以内に被保険者が自殺した場合、保険金等をお支払いできません。

■上記を含め保険金等をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
団体定期保険 **P23**、
医療保障保険（団体型） **P30**

⑤ 生命保険契約者保護機構

引受保険会社は、生命保険契約者保護機構（以下「保護機構」といいます。）に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問い合わせください。詳しくは、ホームページアドレス「<https://www.seihohogo.jp/>」をご覧ください。

⑥ ご照会・ご相談窓口

制度内容【保障内容・保険料・配当金・各種手続き】等に関するご照会先

本パンフレット記載の団体窓口

告知【お申込み時の告知】等に関するご照会先

明治安田生命保険相互会社
団体保険ご照会窓口 0120-661-320
受付時間 平日（土曜・日曜・祝日・年末・年始は除く）9：00～17：00

■この制度に係る指定紛争解決機関は（一社）生命保険協会です。（一社）生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書（電子メール・FAXは不可）・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。
（ホームページ <https://www.seiho.or.jp/>）

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

⑦ 保険金などのお支払いに関する手続き等の留意事項

■保険金・給付金などのご請求は、団体（ご契約者）経由で行なっていただきますので、保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、速やかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■保険金・給付金などのお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

契約概要・注意喚起情報【損害保険】

普通傷害部分(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付普通傷害保険)
生活保障部分(天災補償特約付熱中症補償特約付食中毒補償特約付賠償事故解決に関する特約付賠償責任補償特約付普通傷害保険(青年アクティブ型))
医療保障保険(αプラン)(医療保険)

意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】・【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、補償内容・保険金額・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

契約概要【ご契約内容】

① 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員等の方を被保険者とし、企業・団体を保険契約者として運営する保険商品です。

② 加入資格・保険期間・補償内容・保険料・保険金のお支払い(支払事由)

本パンフレットの該当ページをご覧ください。

商品名	加入資格	保険期間	補償内容 保険料	支払事由
普通傷害保険	P3	P19	P5	P25
普通傷害保険 (青年アクティブ型)			P11	P27
医療保険	P4	P21	P15	P21、 P32

※保険料・保険金は、毎回の更改時にご加入者数等に基づき、ご契約ごとに算出し変更することがあります。

※主な免責事由については、本パンフレットの【注意喚起情報】④ 保険金をお支払いできない主な場合をご覧ください。

③ 満期返れい金・配当金

この保険には、満期返れい金・配当金はありません。

④ 脱退による返れい金

この保険には、脱退による返れい金はありません。

⑤ 引受損害保険会社(幹事会社)

明治安田損害保険株式会社
本社：東京都千代田区神田司町2-11-1
電話番号：03-3257-3177(営業推進部)

注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

① お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、ご加入のお申込みの撤回(クーリング・オフ)の適用がありません。

② 告知義務・通知義務等

(1) お申込時にご注意いただきたいこと(申込書兼告知書記載上の注意事項)

■職業・職務や健康状態について

お申込時においては事実を正確に告知する義務(告知義務)があります。その告知した内容が事実と違う場合には、ご契約のその被保険者(保険の対象となる方)に対する部分を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。特に、職業・職務や健康状態については十分ご注意ください。

■死亡保険金受取人について

死亡保険金は法定相続人にお支払いします。被保険者の法定相続人以外の特定の方を死亡保険金受取人に定める場合は、必ず被保険者の同意を得てください。同意のないままにお申込みされた場合には、ご契約のその被保険者に対する部分が無効となります。

(2) お申込後にご注意いただきたいこと

■職業または職務の変更について

お申込後、職業または職務に変更が生じた場合には、遅滞なく取扱代理店または引受損害保険会社にご通知ください。ご通知がない場合は、保険金を削減してお支払いすることやご契約のその被保険者に対する部分が解除されることがありますのでご注意ください。

なお、変更によって、以下の職業または職務に該当した場合は、ご契約を解除することがあります。

オートテスター(テストライダー)、オートバイ競争選手、自動車競争選手、自転車競争選手、モーターボート競争選手、猛獣取扱者(動物園の飼育係を含みます。)、プロボクサー、プロレスラー、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

■被保険者による保険契約の解除請求について
普通傷害保険、普通傷害保険(青年アクティブ型)、医療保険では、被保険者となることに同意した事情に著しい変更等があった場合は、被保険者から保険契約の解除請求をすることができますので、企業・団体窓口にご連絡ください。

③ 責任開始期

保険責任は、保険期間(保険のご契約期間)の初日の午前0時に始まります。

④ 保険金をお支払いできない主な場合

■責任開始期前に発生した病気やケガを原因とする場合は、告知いただいている内容に関わらず、原則として保険金をお支払いできません。

■上記を含め保険金をお支払いできない場合については、本パンフレットの該当ページをご覧ください。
普通傷害保険 **P26**、
普通傷害保険(青年アクティブ型) **P28**、
医療保険 **P34**

⑤ 補償の重複

ご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約・特約(他の保険契約にセットされる特約や、当社以外の保険契約・特約を含みます。)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故について、どちらの保険契約・特約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約・特約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、お申し込みください。^(注)

(注) 1 契約のみに特約をセットした場合、ご契約を解約したとき等は、特約の補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

【補償が重複する可能性のある主な保険契約・特約】

今回ご加入いただく 補償項目		補償の重複が生じる他の 保険契約・特約の例
普通傷害保険	各種賠償責任 補償特約	各種賠償責任 補償特約
	携行品損害 補償特約	携行品損害 補償特約

⑥ 保険会社破綻時等の取扱い

引受損害保険会社の経営が破綻した場合等において、この保険は契約者保護の仕組みである「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。

⑦ 事故が起こった場合等のご連絡先

■事故が起こった場合、保険金支払事由が生じた場合には、遅滞なく企業・団体窓口または引受損害保険会社にご連絡ください。
■賠償事故の示談交渉は必ず引受損害保険会社にご相談いただきながらおすすめください。事前のご相談なく示談された場合には、保険金をお支払いできないことがあります。

⑧ ご照会・ご相談窓口

制度内容等に関する照会・相談窓口
制度内容等に関するご照会・ご相談は、「パンフレット」記載の企業・団体窓口へお問い合わせください。

引受損害保険会社の苦情・相談窓口
損害保険に関する苦情・相談等は、下記にご連絡ください。 明治安田損害保険株式会社 お客さま相談室 0120-255-400 【フリーダイヤル(無料)】 【受付時間】午前9時～午後5時 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)

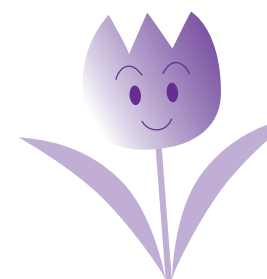
引受損害保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受損害保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申立てを行なうことができます。

一般社団法人日本損害保険協会
 そんぽADRセンター
 0570-022808[ナビダイヤル(有料)]
【受付時間】午前9時15分～午後5時
 (土、日、祝日および年末年始を除きます。)
 詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
 (<https://www.sonpo.or.jp/>)

保険年齢表

対象制度：グループ保険・医療保障保険（基本プラン・αプラン）・親介護保険金部分 2022年9月1日現在

3歳	2019年3月2日～2020年3月1日	42歳	1980年3月2日～1981年3月1日
4歳	2018年3月2日～2019年3月1日	43歳	1979年3月2日～1980年3月1日
5歳	2017年3月2日～2018年3月1日	44歳	1978年3月2日～1979年3月1日
6歳	2016年3月2日～2017年3月1日	45歳	1977年3月2日～1978年3月1日
7歳	2015年3月2日～2016年3月1日	46歳	1976年3月2日～1977年3月1日
8歳	2014年3月2日～2015年3月1日	47歳	1975年3月2日～1976年3月1日
9歳	2013年3月2日～2014年3月1日	48歳	1974年3月2日～1975年3月1日
10歳	2012年3月2日～2013年3月1日	49歳	1973年3月2日～1974年3月1日
11歳	2011年3月2日～2012年3月1日	50歳	1972年3月2日～1973年3月1日
12歳	2010年3月2日～2011年3月1日	51歳	1971年3月2日～1972年3月1日
13歳	2009年3月2日～2010年3月1日	52歳	1970年3月2日～1971年3月1日
14歳	2008年3月2日～2009年3月1日	53歳	1969年3月2日～1970年3月1日
15歳	2007年3月2日～2008年3月1日	54歳	1968年3月2日～1969年3月1日
16歳	2006年3月2日～2007年3月1日	55歳	1967年3月2日～1968年3月1日
17歳	2005年3月2日～2006年3月1日	56歳	1966年3月2日～1967年3月1日
18歳	2004年3月2日～2005年3月1日	57歳	1965年3月2日～1966年3月1日
19歳	2003年3月2日～2004年3月1日	58歳	1964年3月2日～1965年3月1日
20歳	2002年3月2日～2003年3月1日	59歳	1963年3月2日～1964年3月1日
21歳	2001年3月2日～2002年3月1日	60歳	1962年3月2日～1963年3月1日
22歳	2000年3月2日～2001年3月1日	61歳	1961年3月2日～1962年3月1日
23歳	1999年3月2日～2000年3月1日	62歳	1960年3月2日～1961年3月1日
24歳	1998年3月2日～1999年3月1日	63歳	1959年3月2日～1960年3月1日
25歳	1997年3月2日～1998年3月1日	64歳	1958年3月2日～1959年3月1日
26歳	1996年3月2日～1997年3月1日	65歳	1957年3月2日～1958年3月1日
27歳	1995年3月2日～1996年3月1日	66歳	1956年3月2日～1957年3月1日
28歳	1994年3月2日～1995年3月1日	67歳	1955年3月2日～1956年3月1日
29歳	1993年3月2日～1994年3月1日	68歳	1954年3月2日～1955年3月1日
30歳	1992年3月2日～1993年3月1日	69歳	1953年3月2日～1954年3月1日
31歳	1991年3月2日～1992年3月1日	70歳	1952年3月2日～1953年3月1日
32歳	1990年3月2日～1991年3月1日	71歳	1951年3月2日～1952年3月1日
33歳	1989年3月2日～1990年3月1日	72歳	1950年3月2日～1951年3月1日
34歳	1988年3月2日～1989年3月1日	73歳	1949年3月2日～1950年3月1日
35歳	1987年3月2日～1988年3月1日	74歳	1948年3月2日～1949年3月1日
36歳	1986年3月2日～1987年3月1日	75歳	1947年3月2日～1948年3月1日
37歳	1985年3月2日～1986年3月1日	76歳	1946年3月2日～1947年3月1日
38歳	1984年3月2日～1985年3月1日	77歳	1945年3月2日～1946年3月1日
39歳	1983年3月2日～1984年3月1日	78歳	1944年3月2日～1945年3月1日
40歳	1982年3月2日～1983年3月1日	79歳	1943年3月2日～1944年3月1日
41歳	1981年3月2日～1982年3月1日	80歳	1942年3月2日～1943年3月1日



ご自身の保険年齢は
 保険年齢表で確認してください。